【表紙】

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

【会社名】

【英訳名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【届出の対象とした募集有価証券の種類】

【届出の対象とした募集金額】

有価証券届出書

関東財務局長

2025年10月24日

日本アジア投資株式会社

Japan Asia Investment Company, Limited

代表取締役 社長執行役員 СЕО 丸山 俊

東京都千代田区九段北三丁目2番4号

03(3221)8518(代表)

取締役 常務執行役員 С F O 岸本 謙司

東京都千代田区九段北三丁目2番4号

03(3221)8518(代表)

取締役 常務執行役員 С F O 岸本 謙司

株式、新株予約権証券及び新株予約権証券(行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等)

(株式)

その他の者に対する割当

252,000,000円

(第1回新株予約権)

その他の者に対する割当

320,000円

新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額

1,008,320,000円

(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、 当社が取得した新株予約権を消却した場合及び新株予約 権の行使価額が調整された場合には、新株予約権の払込 金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産 の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があり ます。

(第2回新株予約権)

その他の者に対する割当

1.200.000円

新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額

2,521,200,000円

(注) 新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際し て出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加 又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権 利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得し た新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金 額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の 価額の合計額を合算した金額は減少する可能性がありま す。

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1.上記普通株式(以下「本株式」といいます。)は、2025年10月24日開催の当社取締役会決議にて発行を決議 しております。
 - 振替機関の名称及び住所 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	1,000,000株	252,000,000	126,000,000
一般募集			
計 (総発行株式)	1,000,000株	252,000,000	126,000,000

- (注)1.第三者割当の方法によります。
 - 2.発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は126,000,000円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
252	126	100株	2025年11月10日(月)		2025年11月10日(月)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
 - 2.発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
 - 3.申込み及び払込みの方法は、当社と投資事業有限責任組合ガバナンス・パートナーズ経営者ファンド(以下「経営者ファンド」といいます。)、ダイナミックソリューショングループ株式会社(以下「DSG」といいます。)、株式会社アルファステップ(以下「アルファステップ」といいます。)、株式会社エヌ・ケー興産(以下「エヌ・ケー興産」といいます。)及びグロースパートナーズ投資組合(以下「グロースパートナーズファンド」といい、経営者ファンド、DSG、アルファステップ及びエヌ・ケー興産とあわせて、個別に又は総称して「割当予定先(事業パートナー)」といいます。)との間でそれぞれ本株式に係る総数引受契約(以下「本株式総数引受契約」といいます。)を本有価証券届出書の効力発生後に締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
 - 4.払込期日までに、経営者ファンド、DSG、アルファステップ、エヌ・ケー興産及びグロースパートナーズファンドとの間でそれぞれ本株式総数引受契約を締結しない場合、これらの者に対する第三者割当による新株発行は行われないこととなります。

(3)【申込取扱場所】

	店名	所在地
日本アジア投資株式会社	経営管理グループ	東京都千代田区九段北三丁目 2 番 4 号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社商工組合中央金庫 神田支店	東京都中央区八重洲二丁目10番17号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行新株予約権証券(第1回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

発行数	40,000個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	320,000円
発行価格	新株予約権1個につき8円(新株予約権の目的である株式1株当たり0.08円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2025年11月10日 (月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	日本アジア投資株式会社 経営管理グループ 東京都千代田区九段北三丁目 2 番 4 号
払込期日	2025年11月10日 (月)
割当日	2025年11月10日(月)
払込取扱場所	株式会社商工組合中央金庫 神田支店

- (注) 1.第1回新株予約権証券(以下「第1回新株予約権」といい、第2回新株予約権証券(以下「第2回新株予約権」といいます。)とあわせて、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。)は、2025年10月24日 開催の当社取締役会決議にて発行を決議しております。
 - 2.申込み及び払込みの方法は、当社と経営者ファンド、DSG、アルファステップ、エヌ・ケー興産及びグロースパートナーズファンドとの間でそれぞれ第1回新株予約権に係る総数引受契約(以下「第1回新株予約権総数引受契約」といいます。)を本有価証券届出書の効力発生後に締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
 - 3.払込期日までに、経営者ファンド、DSG、アルファステップ、エヌ・ケー興産及びグロースパートナーズファンドとの間でそれぞれ第1回新株予約権総数引受契約を締結しない場合、これらの者に対する第三者割当による第1回新株予約権の発行は行われないこととなります。
 - 4.第1回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
 - 5 . 第 1 回新株予約権の目的となる株式の振替機関の名称及び住所 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

(2)【新株予約権の内容等】

(2)【新株予約権の	内容等】
新株予約権の目的となる	当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準とな
株式の種類	る株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。)
新株予約権の目的となる	第1回新株予約権の目的である株式の総数は4,000,000株(第1回新株予約権1個当たり100
株式の数	│株(以下、本「4 新規発行新株予約権証券(第1回新株予約権証券)」において「割当株│
	式数」という。))とする。
	│なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するもの│
	│とする。但し、かかる調整は、第1回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない第1│
	┃回新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数について ┃
	は、これを切り捨てるものとする。
	調整後割当株式数 = 調整前割当株式数×分割・併合の比率
	│ その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、 │
	合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。
新株予約権の行使時の払	1.第1回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
込金額	各第1回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義す
	る。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合
	は、これを切り捨てる。
	┃2.第1回新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行┃
	し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合に
	おける株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、本「4 新規発行新株予約権証
	券(第1回新株予約権証券)」において「行使価額」という。)は、252円とする。
	3 . 行使価額の修正
	行使価額の修正は行わない。
	4.行使価額の調整
	(1) 当社は、第1回新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通
	株式が交付され、既発行普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性があ
	る場合は、次に定める算式(以下、本「4 新規発行新株予約権証券(第1回新株予
	約権証券)」において「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。
	調整後 調整則
	行使価額 ⁼ 行使価額 × 既発行普通株式数 + 交付普通株式数
	(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期
	については、次に定めるところによる。
	本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付
	する場合(但し、無償割当による場合、当社の発行した取得請求権付株式若しくは
	取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる
	新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使に
	よる場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設け
	られているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、ま
	た、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
	株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額
	は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株
	主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通
İ	│ 株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がない│
	とき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割 当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下 回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無 償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当 社普通株式の交付を請求できる新株予約権(但し、第2回新株予約権を除く。)若 しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場 合を含むが、当社のストックオプション制度に基づき新株予約権を発行する場合を 除く。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは 新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請 求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用 して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当 日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の 割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかか わらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株 式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点 で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている 取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の 全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付された ものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した 日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 乃至 の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに第1回新株予約権を行使した第1回新株予約権に係る新株予約権者(以下「第1回新株予約権者」という。)に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

(調整前行使価額 - 調整後行使価額) × 調整前行使価額により当該期間 内に交付された株式数

株式数 = -

調整後行使価額

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円 未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額 の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調 整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
 - 0.1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)が発表する当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当 社は、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を 完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とすると き。 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により 行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後 行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する 必要があるとき。 (6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面に よりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その 他必要な事項を、適用の日の前日までに第1回新株予約権者に通知する。但し、本項 第(2)号 の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないとき は、適用の日以降速やかにこれを行う。 新株予約権の行使により 1.008.320.000円 株式を発行する場合の株 (注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項により、行使価額が調整された場 式の発行価額の総額 合には、第1回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総 額は増加又は減少する可能性がある。第1回新株予約権の権利行使期間内に行使が 行われない場合及び当社が取得した第1回新株予約権を消却した場合には、第1回 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可 能性がある。 新株予約権の行使により 1.新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 株式を発行する場合の株 第1回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係 式の発行価格及び資本組 る第1回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る第1回 新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」 入額 欄記載の第1回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。 2 . 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 第1回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の 額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の 1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とす る。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準 備金の額とする。 新株予約権の行使期間 2025年11月11日から2027年11月10日までとする。なお、行使期間の末日が営業日でない場合 はその前営業日を行使期間の末日とする。 新株予約権の行使請求の 1.第1回新株予約権の行使請求の受付場所 受付場所、取次場所及び 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 払込取扱場所 2. 行使請求の取次場所 該当事項なし。 3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社商工組合中央金庫 神田支店 新株予約権の行使の条件 第1回新株予約権の一部行使はできない。 自己新株予約権の取得の 1.当社は、第1回新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、第1回新株 事由及び取得の条件 予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役 会が定めた第1回新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)の11取引日以上 前に第1回新株予約権者又は第1回新株予約権者の関係会社に通知することにより(但 し、通知が当該日の16時までに第1回新株予約権者又は第1回新株予約権者の関係会社 に到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日に行われたものとして取り扱われ る。)、第1回新株予約権1個当たりの払込金額と同額(対象となる第1回新株予約権 の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日 に残存する第1回新株予約権の全部又は一部を取得することができる。第1回新株予約 権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

	2.別記「新株予約権の行使期間」欄で定める第1回新株予約権の行使期間の末日において 第1回新株予約権が残存している場合には、当社は、当該末日に残存する第1回新株予 約権の全てを第1回新株予約権1個当たりの払込金額と同額(対象となる第1回新株予 約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。)で取得す る。
新株予約権の譲渡に関す	第1回新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を受けなければならない。
る事項	
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新	該当事項なし。
株予約権の交付に関する	
事項	

(注)1.本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由

当社は、下記「(1)資金調達の目的」に記載のとおりの目的のための資金調達を行う手法として、様々な資金調達方法を比較・検討してまいりましたが、下記「(7)本スキームの特徴」及び「(8)他の資金調達方法」に記載のとおり、各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、下記「(5)資金調達方法の概要」に記載した資金調達方法(以下「本資金調達」又は「本スキーム」といいます。)が現在の当社の資金需要を満たす最も適切な資金調達手法であることから、本スキームによるデメリットも考慮した上で、総合的に判断し、本スキームを採用することを決定しました。

(1) 資金調達の目的

募集の背景

(ア)「中期経営計画」(2025年3月期から2027年3月期)の進捗状況

当社グループは、日本とアジアを繋ぐ投資会社として、少子高齢化が進む社会に安心・安全で質と生産性の高い未来を創ることを経営理念とし、投資活動を通じて広くSDGsに貢献することを目的とし事業に取り組んでいます。

当社は現在、2024年5月24日付開示の「第三者割当による新株式発行並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、ガバナンス社の全面的な支援のもとで事業再生に取り組んでいます。具体的には、2024年8月に新たな経営体制のもとで策定した「中期経営計画」(2025年3月期から2027年3月期)に基づき、既存事業を新たに投資開発事業、投資運用事業、ファンド・プラットフォーム事業の3つとして再定義し、連続的な成長に向けた施策を進めています。

投資開発事業は、プライベート・リアルアセット(不動産等の現物資産)を対象とする投資事 業です。プロジェクト・ファイナンスによる負債性資金の活用によるレバレッジ効果により、エ クイティ(投資資金)の採算性を向上させている点が特徴です。当社はこれまでに、メガソー ラーやバイオマス・バイオガス等の再生可能エネルギー分野、障がい者グループホームなどのへ ルスケア分野、物流倉庫などのインフラ分野、植物工場などのその他の分野に投資を行っていま す。これまでは、パートナー企業と連携し、パートナー企業が投資対象となるリアルアセットの 事業開発(プロジェクト開発や運営)を行い、当社は主にエクイティ投資家という立場で事業に 取り組んできました。しかしながら、今後は当社自身で事業開発に必要なリソースを確保するこ とで、自社で事業開発を行うとともにノウハウと実績を社内に蓄積していく方針です。それに よって、投資の成功実績が当社自身のトラックレコードになることに加え、情報収集力の向上に より継続的に開発案件を確保することが可能となると考えています。また、更に大規模なプロ ジェクトへの参画機会や、他の分野のプロジェクトへの参画機会が増加することによる収益機会 の拡大が期待できます。障がい者グループホーム・プロジェクトでは、2025年5月30日付で宅地 建物取引業免許を有するブルームデベロップメント株式会社(現:Jaicオルタナティブインベス トメンツ株式会社)の株式を取得し、ヘルスケア分野に特化した子会社としました。詳細は、当 社の2025年5月12日付開示の「子会社設立に関するお知らせ(開示事項の中止)並びに株式の 100%取得による子会社化及び当該子会社の商号変更のお知らせ」をご覧ください。すでに、同 社が主体となり障がい者グループホーム・プロジェクトの事業開発を行っています。また、イン フラ分野においては、ガバナンス社よりデータセンターの運営実績のある事業会社であるデジタ ルダイナミック株式会社を紹介していただき、同社と合弁会社(JAICデータダイナミクス株式会 社)を2025年2月26日付で設立したうえで、新たな投資対象としてデータセンター・プロジェク トへの取り組みを開始しています。

投資運用事業は、株式や新株予約権など企業の発行する有価証券を対象とする投資事業です。 現在、上場企業へのPIPEs投資(Private Investments in Public Equitiesの略:上場企業 に対する私募増資)を中心に行っています。また、それらの投資については、出資者を募集する

ことでファンドを組成し、ファンドの資金によって投資を行っています。当社は、安定した収益 の拡大に向けて、そのファンドのAUM (Asset under Managementの略:運用資産残高)の積み 上げに取り組んでいます。ガバナンス社の支援を得る以前の経営体制の下では、過去に発生した 財務体質の悪化による信用力の低下とファンドのパフォーマンスやトラックレコードの棄損に よってファンドの募集能力を失っていたため、当社の自己資金を用いて投資を行っていました。 そのため投資の収益もキャピタルゲインのみに大きく依存しており、不安定な収益体質となって いました。現在は、ガバナンス社の支援によりファンドを組成することができるようになり、A UMの積み上げが着実に進むとともに、安定収益である管理報酬が増加しています。加えて、将 来の成功報酬の獲得のために、投資先企業の企業価値と株主価値の向上に向けて取り組んでいま す。過去には、大数の法則による小口分散かつマイノリティ・シェアの投資が中心となっていま したが、近年では、一定規模のシェアを取得することにより主要株主としてのポジションを確保 しながら戦略パートナーとして事業面での連携を行っています。このように、投資する企業数を 絞ることによって、限られた社内のリソースを投資先企業との事業連携に集中し、成長戦略の立 案から実行まで一体となって取り組んでいます。なお、ガバナンス社の支援により組成した5本 のファンド及びその他のファンドからは、主にPIPES投資により7社の上場企業への投資を 行っています。それらの企業とは企業価値の向上に向けて、それぞれ個別に業務提携や事業での 連携などを進めている段階ですが、これらのファンド全体の含み益と実現した売却益の合計は10 月20日時点で約16億円(うち当社持分約3億円)となっており、仮にこれらの含み益が実現した 場合には、ファンドの運用成績は非常に高いものとなります。また、仮に現時点においてこれら の含み益が全額実現し、かつ、その売却額全額を分配すると仮定した場合には、成功報酬額は約 3億円となります。このような運用状況が寄与して、足下では更に複数のファンドの組成に向け た募集活動が進展しています。

ファンド・プラットフォーム事業は、ファンドの経理業務やミドル業務の事務受託を請け負うものです。当社グループの投資事業のミドル・バック業務を長年に亘り担っており、更には、そこで蓄積されたノウハウを活かして外部のPE・VCファンドに対しても、ミドル・バック業務へのニーズに応えてサービスを提供しています。以前から安定した顧客基盤を有しており、特に大手のCVC(コーポレート・ベンチャーキャピタル)を中心にAUA(Asset under

Administration: 受託資産)の積み上げが順調に推移しています。更に、昨今の日本におけるP E・VCファンド市場の成長、拡大に伴い、益々この業務に対するニーズが高まっています。当 社自身が取引先企業へのヒヤリングやウェブサイトの検索により調査した限りでは、ファンド関 連の領域で事務受託を行う事業者は会計事務所のほか限られた同業他社のみであり、その中でも 経理業務だけでなく広くミドル業務まで受託できる事業者は当社と僅か数社のみです。そのよう な需要が多く競合先が少ない環境の中で更に同事業を成長させるために、当社グループは、運営 体制の見直しや、有資格者や経験者を含む人材採用の強化を行っています。事業基盤を強固なも のにすることで、安定した受託報酬を拡大するとともに、当社グループが行う投資開発事業や投 資運用事業の重要なプラットフォームとして、その成長を支えています。具体的な実績として は、2024年10月に売却を行った障がい者グループホーム16棟の譲渡に際して、当該グループホー ム等を裏付資産としたソーシャルプロジェクトボンド(貸付債権を裏付けとする信託受益権)の 発行による機関投資家からの資金調達及び大手リース会社並びに大手不動産会社から匿名組合出 資を受けた合同会社への売却を行いました。このソーシャルプロジェクトボンドは、株式会社格 付投資情報センターから信用予備格付(BBB)及びソーシャルボンド・フレームワーク適合に 関するセカンドオピニオンを取得した業界初の取り組みです。この売却時のスキームを検討・構 築するに際しては、当社グループが手掛けてきた再生可能エネルギーや植物工場などの複数のプ ロジェクトのファイナンス・スキームや売却スキームを構築した、ミドル・バック業務の経験と ノウハウが大いに活かされています。

このように社内にノウハウを蓄積することは、当社グループが広い領域で投資活動を行い、収益機会を拡大していくうえで重要な取り組みであると考えています。

(イ) 非連続的な成長と安定収益拡大に向けた新たなM&A戦略

当社は、事業再生を果たすうえで、株式の売却による一時的な収益だけに依存するのではなく、自社で出資者を集めてファンドを組成し運用することによって安定したフィー収益を得るスキームを構築することが重要と考えています。また、中期経営計画の策定時には想定していませんでしたが、足下の投資活動の中で、将来的に大型のデータセンター・プロジェクトの開発や、暗号資産金融事業を営む企業を投資対象とするファンドの組成に繋がる事業機会を得ることとなりました。しかしながら、これらの事業機会を確実なものとし、大型のプロジェクトの開発やファンドの組成に繋げるために必要となる第二種金融商品取引業や投資運用業等のライセンスやノウハウを、現状、当社グループでは保有しておりません。そこで当社は、M&Aなどによって

外部からリソースを取り込むことで、新たな事業機会と収益機会を得ることを目指します。それによって、将来のAUMを飛躍的に大きく拡大させることが可能となり、当社の事業再生を完了させるとともに、非連続的な成長によって更なる企業価値の向上と株主価値の向上が期待できると考えています。

そのために当社は、2025年9月30日付開示の「物流施設やデータセンター施設の開発を手掛ける「KICホールディングス株式会社」の子会社化に関するお知らせ」で開示したとおり、KICホールディングス株式会社(以下「KIC」といいます。)の子会社化を決定しました。2026年1月にKICの普通株式を2億円で追加取得する予定です。KICはその傘下の子会社であるKIC アセット・マネジメント株式会社で第二種金融商品取引業と投資運用業のライセンスを保有しており、また、データセンター施設の開発も手掛けています。また、当社には、足下の投資活動を通じて様々な企業と接する中で、現在の当社グループには存在しない安定収益源となり得る事業を営む企業からの、株式譲渡や事業譲渡のニーズも寄せられます。そこで、当社では、ライセンス等のリソース取得だけでなく安定収益源を増やす観点からも、現在その他のM&Aの候補案件を探しています。

(2) 前回ファイナンスによる調達資金の充当状況

2024年6月28日付で払込が行われた第三者割当による資金調達については、その資金使途を 障がい者グループホーム・プロジェクト、 戦略投資ファンド及びその他ファンドへの出資金としています。その詳細については、2024年5月24日付開示の「第三者割当による新株式発行並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」をご参照ください。 については、2024年6月27日から2025年7月4日までの間に15件のプロジェクトと1件のファンドに対して累計で5億円の投資を行い、2025年7月末時点で15物件の障がい者グループホームへの投資が完了(うち12件が運営開始、3件が開発中)しました。また、 については、4本のファンド(AUM合計4,387百万円)を組成又は増額し、2025年2月25日から2025年9月9日までの間にそれらのファンドに対して合計で345百万円の出資を行っています。調達資金の残額140百万円は、2025年8月14日付で開示したクリプトアセット株式ファンド投資事業有限責任組合に対して今後追加で出資履行を行う予定であり、資金調達時に予定していたファンドへの出資は予定通りに進捗しています。

(前回ファイナンスの資金使途及び支出予定時期並びに充当状況)

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
障がい者グループホーム・プロジェクトへの投資資金	500,000,000円	2024年7月~2025年3月

	の充当状況(時期、対象プロジェクト、金額)	
2024年7月:	4物件(宮崎県、福岡県、長崎県)	計154,000,000円
2024年8月:	2 物件(宮崎県、熊本県)	計62,500,000円
2024年9月:	1 物件(佐賀県)	63,000,000円
2024年10月:	インフラファンドへの出資	30,000,000円
2024年11月:	1 物件(鹿児島県)、インフラファンドへの出資	計32,000,000円
2024年12月:	1 物件(茨城県)	25,000,000円
2025年1月:	1 物件(福岡県)	29,000,000円
2025年3月:	2 物件(宮崎県、熊本県)	計39,000,000円
2025年5月:	1 物件(大分県)	2,000,000円
2025年6月:	1 物件(福岡県)	15,200,000円
2025年7月:	1 物件(宮城県)	48,300,000円
		合計500,000,000円

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
戦略投資ファンド及びその他ファンドへの出資金	485,429,600円	2024年7月~2026年7月

2025年3月:JAIC-Web3ファンド60,075,0002025年5月:JAIC-Web3ファンド29,925,0002025年6月:JAICスペシャルティファンド10,000,0002025年8月:JAIC-Web3ファンド15,000,0002025年8月:JAICクリプトアセット株式ファンド90,000,0002025年9月:JAICスペシャルティファンド80,000,000			11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11
2025年3月:JAIC-Web3ファンド60,075,0002025年5月:JAIC-Web3ファンド29,925,0002025年6月:JAICスペシャルティファンド10,000,0002025年8月:JAIC-Web3ファンド15,000,0002025年8月:JAICクリプトアセット株式ファンド90,000,0002025年9月:JAICスペシャルティファンド80,000,000		の充当状況 (時期、対象ファンド、金額)	
2025年 5 月: JAIC-Web 3 ファンド 29,925,000 2025年 6 月: JAICスペシャルティファンド 10,000,000 2025年 8 月: JAIC-Web 3 ファンド 15,000,000 2025年 8 月: JAICクリプトアセット株式ファンド 90,000,000 2025年 9 月: JAICスペシャルティファンド 80,000,000	2025年2月:	JAICスペシャルティファンド、JAICサプライチェーンファンド	計60,000,000円
2025年 6 月: JAICスペシャルティファンド 10,000,000 2025年 8 月: JAIC-Web 3 ファンド 15,000,000 2025年 8 月: JAICクリプトアセット株式ファンド 90,000,000 2025年 9 月: JAICスペシャルティファンド 80,000,000	2025年3月:	JAIC-Web 3 ファンド	60,075,000円
2025年8月: JAIC-Web3ファンド 15,000,000 2025年8月: JAICクリプトアセット株式ファンド 90,000,000 2025年9月: JAICスペシャルティファンド 80,000,000	2025年 5 月:	JAIC-Web 3 ファンド	29,925,000円
2025年8月: JAICクリプトアセット株式ファンド 90,000,000 2025年9月: JAICスペシャルティファンド 80,000,000	2025年 6 月:	JAICスペシャルティファンド	10,000,000円
2025年 9 月: JAICスペシャルティファンド 80,000,000	2025年8月:	JAIC-Web 3 ファンド	15,000,000円
	2025年8月:	JAICクリプトアセット株式ファンド	90,000,000円
今後の予定: JAICクリプトアセット株式ファンド 140,429,600	2025年 9 月:	JAICスペシャルティファンド	80,000,000円
	今後の予定:	JAICクリプトアセット株式ファンド	140,429,600円
合計485,429,600			合計485,429,600円

(3)募集の目的及び理由

当社は、中期経営計画において、投資開発事業についてはAUMを2026年3月期末に100億円まで積み上げ、更に2027年3月期末には150億円まで積み上げる計画としています。また、投資運用事業においてはAUMを2026年3月期末に200億円まで積み上げ、また、2027年3月期末には300億円まで積み上げる計画としています。

投資開発事業では、このAUMの計画を達成させるため、前述のとおりデータセンター事業で実績のある事業会社と合弁会社JAICデータダイナミクス株式会社を設立したうえでデータセンター・プロジェクトへの取り組みを開始しており、国内で建設に適した候補地を探して開発する方針です。プロジェクトの開発資金は、地方自治体等からの補助金の対象となる場合には補助金を活用するほか、プロジェクトごとにデータセンター投資用のファンドを組成して調達する方針です。第1号案件として福島県双葉町で開発するプロジェクトは分散型AIデータセンター事業であり、受電容量が2MW規模、総事業費が30億円規模を想定しています。当事業が経済産業省による自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金(地域経済効果立地支援事業(五次))に採択されたため、JAICデータダイナミクス株式会社は最大15億円の補助金を交付申請する予定であり、当該申請の審査手続きの後、2026年12月予定の当AIデータセンター運用開始後に補助金が発生する見込みです。当社からも当AIデータセンター投資用のファンドへの出資資金として3億円程度が必要になると見込んでいます。

その他、子会社化する予定のKICが開発しているデータセンター・プロジェクトに投資を行う予定です。当プロジェクトは受電容量が国内でも最大規模の大型プロジェクトであり、工期を分けて開発していく計画です。このうち第1期の施設を2029年末に完成することを目標に、まずは建設用地の取得を進める予定です。第1期の施設開発については、土地の取得や造成、建物の建設等に要する開発事業費が2,200億円規模となる見込みです。また、KICの開発プロジェクトでは、今後エクイティの投資家を集めたファンドを組成していく方針ですが、ファンド組成に先立つ初期の投資資金として3億円を、本資金調達による今後の調達資金の入金を見込んで投資決定しています。なお、本件が当社の当面の業績に与える影響は現時点では不明です。今後、開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。詳細は、当社の2025年9月30日付の開示資料「物流施設やデータセンター施設の開発を手掛ける「KICホールディングス株式会社」の子会社化に関するお知らせ」をご覧ください。以上の結果、当社は、投資開発事業におけるAUMの積み上げのための投資資金として合計6億円が必要になると見込んでいます。

投資運用事業では、現在、複数のファンドの組成を企画しており、それぞれ出資者候補先と協議を行っています。具体的には、観光・インバウンド関連の企業を投資対象としたファンド、国内の事業再生を行う企業を投資対象とするファンド、上場企業の再成長を支援するファンドとして経営変革や事業・資本・財務の再構築による企業価値向上に取り組む上場企業を投資対象とするファンドや売上高100億円を目指す中堅・中小企業へのメザニン投資を行うファンドなどがあります。

また、今後の投資対象として、暗号資産をトレジャリー資産(金融資産)として保有する企業や、暗号資産のレンディングサービスなどの暗号資産金融事業を手掛ける企業、その他広範に暗号資産関連事業を営む企業、さらには暗号資産自体に注力していく方針です。暗号資産は、近年、制度やルールの整備に伴い発行市場・流通市場ともに急速に拡大しています。日本国内においても、2024年12月時点の利用者口座数(設定口座数)は1,160万口座を超え、現物取引高は2.7兆円に達しています()。2024年12月には自民党デジタル社会推進本部と金融調査会から「暗号資産を国民経済に資する資産とするための緊急提言」がなされ、暗号資産の一部を金融商品として法的に位置付ける検討が進められており、暗号資産やNFT等が投資資産としてさらに普及・成長すると期待されています。当社も、暗号資産関連事業を手掛ける企業に期待しており、その成長を支援する投資に注力しています。これまでにJAIC-Web

3ファンド、JAICクリプトアセット株式ファンド、及び当社自身において暗号資産金融事業等を営む企業である株式会社イオレに投資を実行し、同社の企業成長を支援するために暗号資産金融事業への参入準備資金や暗号資産の購入資金を提供しました。JAIC-Web3ファンドから投資を決定した後、同社の株価は、543円(2025年3月25日終値)から7,870円(2025年9月8日終値)へと上昇しています。その結果、JAIC-Web3ファンドは、保有株式を一部売却してファンド総額4.6億円を大きく上回る売却収入を計上しています。当社は、今後も同様のコンセプトのファンドを設立し、暗号資産金融事業を営む企業の成長を支援していく方針です。

また、当社は投資した企業の成長を支援するための事業連携を積極的に行う方針を採っています。将 来的には、投資先となる暗号資産金融事業を営む企業と当社が、暗号資産金融事業で何らかの連携をす ることも構想しています。

当社は、これまで以上にファンドの組成を促進して、これらのファンドに加えてさらに複数のファンドの設立を実現することによって、2027年3月期末にAUMを300億円まで積み上げる計画を達成する方針です。当社は、前述のとおり、4本のファンド(AUM合計4,387百万円)を組成又は増額し、2025年2月25日から2025年9月9日までの間にそれらのファンドに対して出資しており、各ファンドへの当社の出資比率は平均12%程度の実績です。そのため、300億円のAUMの計画を達成させるためには、今後も現状の実績と同様にファンド総額の12%程度の出資金が必要となると想定した場合には、約30億円の資金が必要となります。このうち19.4億円を本資金調達による調達資金から充当し、残額については手元資金から充当する予定です。

さらに、投資開発事業や投資運用事業のAUMを着実に積み上げていくとともに、これらの事業を更に発展させていくために社外のリソースを取り込んでいくことや、安定収益源となる事業を当社グループに取り込むことを目的として、M&Aについても積極的に行っていく方針です。まずは、前述のとおりKICを2億円の追加投資で子会社化する予定です。加えて、現在、当社の事業を加速するうえで必要なリソースやライセンス、プロジェクトのパイプライン、又は安定収益源となる事業を有する企業の買収について検討を行っており、その投資資金を10億円と見込んでいます。その結果、各ファンドのファンドサイズを大きくする又は設立するファンドの本数を増加することで、より多くの投資を手掛けて当社の収益を伸長させる方針です。

これらを実現することで、安定収益によるサステナブルな収益体質へと改善を図るとともに、2009年から長く続いている金融機関から借入金の返済スケジュールの変更(リスケジュール)を受けている状態を早期に終了させる方針です。そして、更には、中期経営計画において目標とするAUMを達成することで、当社の企業価値と株主価値を飛躍的に向上させることを目標としています。

()出所:一般社団法人日本暗号資産等取引業協会 「会員の暗号資産取引状況表(月次)」2025年9月2日更新版

(4) 事業再生の取り組み状況と今後の見通しについて

当社は、2008年9月に発生したリーマンショックの影響から資金繰りが大幅に悪化し、2009年3月に は事業再生ADR(私的整理)手続を利用して、全ての取引金融機関との間で借入金の返済についてリ スケジュールを行いました。その後、当社は、本社移転、拠点閉鎖、不採算子会社の売却や人員削減に よる固定費の削減を行うとともに、営業外資産の売却や営業資産の投資の回収によって有利子負債を圧 縮する等財務リストラを進めてきました。その結果、2009年3月期末当時は、当社単体の借入金及び私 募債の残高が約400億円に達していましたが、2025年7月末時点では約30億円となっています。そし て、当社は債務の削減を行う一方で、企業価値と株主価値の向上を目指し、2024年5月24日付開示の 「第三者割当による新株式発行並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ 」 に記載のとおり、2024年6月28日付でガバナンス社が運営するファンドを割当先とする第三者割当増資 を行うとともに、ガバナンス社からの代表取締役の派遣を含めた全面的な支援のもとで事業再生に取り 組んでいます。前述のとおり、ガバナンス社のネットワークを活用することで投資運用事業においては 既に複数のファンドを組成することができており、キャピタルゲインや含み益が発生しています。ま た、それらのファンドから投資した企業とは事業面での連携も徐々に進展しています。そして、投資開 発事業についても同様に、ガバナンス社よりデータセンターの運営実績のある事業会社であるデジタル ダイナミック株式会社の紹介を受け、前述のとおり新たにデータセンター・プロジェクトの取り組みが 進展しています。また、前述のとおりKICを通じて大型のデータセンター・プロジェクトにも取り組ん でおり、これらのプロジェクトが実現すれば、将来におけるAUMの大幅な拡大が期待され、これまで に大きく棄損していた企業価値と株主価値が向上するものと期待し、ガバナンス社の支援のもとで全社 一丸となって取り組んでいる状況です。そのためには、今回のファイナンスによって資金を調達するこ とで、データセンター・プロジェクトを推進し、暗号資産関連企業を始めとする企業への投資を行う ファンドを組成し、事業開発に必要となるリソースやライセンスを有する企業を買収することが非常に 重要となります。

以上のことから、当社は、本資金調達は、当社の事業再生を実現するとともに、企業価値と株主価値 の向上に繋がるものと考えております。

EDINET提出書類 日本アジア投資株式会社(E03695) 有価証券届出書(組込方式)

なお、具体的な資金使途及び支出時期の詳細については、下記「6 新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途」に記載しております。

(5) 資金調達方法の概要

本資金調達は、当社が、経営者ファンド、DSG、アルファステップ、エヌ・ケー興産及びグロースパートナーズファンドに対して本株式及び第1回新株予約権を、EVO FUND (Cayman Islands、代表者:マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム。以下「EVO FUND」といい、割当予定先(事業パートナー)とあわせて、個別に又は総称して「割当予定先」といいます。)に対して第2回新株予約権をそれぞれ割り当て、本株式については発行時に、また、本新株予約権についてはその行使が行われることによって、それぞれ当社の資本が増加する仕組みとなっております。本株式及び本新株予約権の概要は以下のとおりです。

<本株式>

当社は、本株式について、経営者ファンド、DSG、アルファステップ、エヌ・ケー興産及びグロースパートナーズファンドとの間で、本株式の募集に係る有価証券届出書による届出の効力発生後に総数引受契約をそれぞれ締結する予定です。

<第1回新株予約権>

当社は、第1回新株予約権について、経営者ファンド、DSG、アルファステップ、エヌ・ケー興産及びグロースパートナーズファンドとの間で、第1回新株予約権の募集に係る有価証券届出書による届出の効力発生後に第1回新株予約権買取契約及び総数引受契約をそれぞれ締結する予定です。本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株と固定されており、第1回新株予約権の目的となる株式の総数は4,000,000株です(株式分割等の一定の事由が生じた場合には調整されることがあります。)。第1回新株予約権の行使価額は252円で固定であり、行使価額の修正は行われません。

また、第1回新株予約権買取契約においては、以下の内容の行使指示条項を規定する予定です。 第1回新株予約権について、割当予定先(事業パートナー)は、連続する20取引日の終値の単純平 均値が行使価額の150%に相当する金額を上回っている場合に限り、当社から第1回新株予約権の行 使の指示を受けた場合、原則として当該指示を受けた日(当該日を含みません。)から5取引日以内 に、当該20取引日の当社普通株式の累計出来高の20%に相当する個数を上限として当社が指定した個 数の第1回新株予約権を行使しなければなりません(以下、当該行使指示を「行使指示」といいま す。)。

<第2回新株予約権>

当社は、第2回新株予約権について、EVO FUNDとの間で、下記の内容を含む第2回新株予約権買取契約を締結する予定です。

行使価額の修正

第2回新株予約権の行使価額は、割当日の翌取引日に初回の修正がされ、割当日の2取引日後に2回目の修正がされ、以後3取引日が経過する毎に修正がされます。この場合、初回の修正においては、行使価額は、2025年10月24日の終値の100%に相当する金額(但し、当該金額が下限行使価額である126円を下回る場合、下限行使価額とします。)に修正されます。2回目以降の修正では、行使価額は、修正日に価格算定期間の各取引日(但し、終値が存在しない日を除きます。)の終値の単純平均値の100%に相当する金額に修正されます。但し、当該金額が下限行使価額である126円を下回る場合、下限行使価額とします。

行使価額修正条項付新株予約権に係る行使価額の修正は、通常、基準となる株価から8~10%程度のディスカウントがなされた上で株式の交付が行われます。これに対し、本新株予約権は、基準となる株価の100%に相当する金額で株式の交付がなされるため、基準となる株価からのディスカウントがなく、既存株主の皆様にとっても大きなメリットであると考えております。

第2回新株予約権の下限行使価額は当初126円(発行決議日前取引日の終値の50%に相当する金額の1円未満を切り上げた額)ですが、第2回新株予約権の発行要項第11項に定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。下限行使価額の水準については、EVO FUNDの投資家としての収益確保と、当社として資金調達額の最大化を図るという要素をEVO FUNDと当社間で議論の上決定したものであります。

制限超過行使の禁止

第2回新株予約権買取契約には以下の内容が含まれます。

(a) 当社は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、原則として、単一暦月中にEVO FUNDが第2回新株予約権を行使することにより取得される株式数が、第2回新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る第2回新株予約権の行使(以下「制限超過行使」といいます。)を行わせないこと。

- (b) EVO FUNDは、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する第2回新株予約権の行使を行わないことに同意し、第2回新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該第2回新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。
- (c) EVO FUNDは、第2回新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社 との間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者が更に第三者 に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

(6) 資金調達方法の選択理由

下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 (2)割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社はガバナンス社から事業再生に向けた全面的な支援を受けており、今回の資金調達方法についてもガバナンス社に相談をしました。ガバナンス社からは、短期的に必要となる資金については、発行時に確実に資金調達が可能な手段であり、かつ、借入金がリスケジュール状態にある当社の脆弱な信用力では負債性資金での調達は困難であることから、第三者割当による本株式による調達方法が最適であるとの提案を受けました。また、目標としているAUMを達成する過程で段階的に必要となる資金については、普通株式や社債などのように一度に払込が行われる手段よりも、その事業の進捗に合わせて段階的な調達が可能となる新株予約権による調達方法が最適であるとのことで、第1回新株予約権による資金調達方法の提案を受けました。また、本株式及び第1回新株予約権だけでは不足することから、日頃からエクイティファイナンスに関する一般的なディスカッションを行っていたEVOLUTION JAPAN証券株式会社(住所:東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表取締役社長:ショーン・ローソン)(以下「EJS」といいます。)に対しても資金調達について相談したところ、第2回新株予約権の発行による資金調達の提案を受けました。

本株式を第三者割当の方法により発行する理由は、借入金がリスケジュールの状態にある当社には負債性資金や公募増資による調達は難しく、また、株主割当は、直近の当社の業績に鑑みると既存株主の皆様のご理解を得ることは大変難しく、必要資金を満たす調達は困難であると判断したためです。

また、第1回新株予約権は行使価額が固定されており、当社の株価形成に一定の配慮をしながら資金 調達が行える手段であり最善であると判断しました。

さらに、第2回新株予約権は、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ資金調達をすることができ、かつ相当程度の高い蓋然性をもって調達できる設計となっているため、当社のニーズに合致していると考えており、当社の今後の事業の拡大のための資金調達手段として最善であると判断しました。

加えて、当社は、下記「(7)本スキームの特徴」に記載の本スキームのメリット及びデメリット並びに下記「(8)他の資金調達方法」に記載の他の資金調達方法について検討し、これらの検討結果として、本スキームが、下記「6 新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途」に記載した各資金使途に必要となる資金を、一定の期間において高い蓋然性にて調達でき、更には、株価形成への影響が配慮されたスキームであると総合的に判断したことから、本スキームを採用することを決定しました。

(7) 本スキームの特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

即座の資金調達

本株式の発行により、証券の発行時に一定の資金を調達することが可能となります。 最大交付株式数の限定

第1回新株予約権の目的である当社普通株式数は発行当初から固定(4,000,000株)されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。加えて、第2回新株予約権の目的である当社普通株式数についても発行当初から固定(10,000,000株)されており、将来的な市場株価の変動にかかわらず、最大交付株式数が限定されております。そのため、希薄化率が当初予定より増加することはありません。

譲渡制限

第1回新株予約権は、経営者ファンド、DSG、アルファステップ、エヌ・ケー興産及びグロースパートナーズファンドに対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ、第1回新株予約権の発行要項において譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、経営者ファンド、DSG、アルファステップ、エヌ・ケー興産及びグロースパートナーズファンドから第三者へは譲渡されません。また、第2回新株予約権買取契約において、第2回新株予約権の譲渡に関し当社の取締役会による事前承認を要する旨の譲渡制限が付される予定です。そのため、当社取締役会の承認がない限り、第2回新株予約権はEVO FUNDから第三者へは譲渡されません。なお、当社取締役会で、本新株予約権の譲渡が承認された場合には、当該内容を適時適切に開示いたします。

取得条項

有価証券届出書(組込方式)

本新株予約権には取得条項が付されているため、本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合や今後の当社の状況の変化によって異なる資金調達手法を選択することが適切となった場合等、当社や市場の将来の状況の変化を考慮しながら、当社の選択により、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことで、本新株予約権を取得・消却することが可能であり、必要に応じてかかる取得条項を活用することで将来的に既存株主の皆様への希薄化の影響を抑えることが可能です。

ディスカウントなしでの株式発行

行使価額修正条項付新株予約権に係る行使価額は、参照株価からディスカウントされることが一 般的ですが、第2回新株予約権の行使価額は、2回目以降の修正では、行使の直前の修正日に先 立つ3連続取引日の各取引日の終値の単純平均値の100%に相当する金額と設定されているた め、参照株価からディスカウントされません。また、株価上昇時においては当該単純平均値の 100%が修正日の直前取引日の終値の90%を下回る可能性はあるものの、株価下降時においては 当該単純平均値の100%が修正日の直前取引日の終値の100%を上回る可能性があり、修正頻度や 直前取引日の終値と期間の単純平均値のどちらを採用するかによって当社にとって有利な条件で あるか否かが決定されるものではないと考えられます。また期間の平均値を採用することで、直 前取引日の終値を採用した場合と比較して株価下落時において行使価額が高くなるため、株価下 落時にさらなる株価下落を招き得る当社普通株式の供給が過剰となる事態が回避されることが期 待される設計であると考えております。したがって、株価動向次第では直前取引日の終値から ディスカウントされることはあるものの、参照株価からディスカウントがなされない設計によ り、一般的な行使価額修正条項付新株予約権と比較して市場株価から乖離が少ない価額での行使 が期待されるため、第2回新株予約権は、市場株価への影響をできる限り少なくし、既存株主の 利益にできる限り配慮された設計となっております。また、第2回新株予約権においては、上記 のとおり参照株価からディスカウントがなされないことから、ディスカウントがある場合よりも 行使により調達できる額が大きくなることが期待されます。なお、発行決議後に株価が上昇した 場合に行使の蓋然性を高めるべく、第2回新株予約権の行使価額は、割当日の1取引日後は発行 決議日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額とし、 発行決議後に株価が下落した場合にも行使がなされるよう、割当日の2取引日後は行使価額の修 正条件に従って行使価額を修正するスキームとしております。取引所の定める有価証券上場規程 施行規則第436条第5項第4号において、行使価額が発行決議日の終値以上の場合は、上記

「(5)資金調達方法の概要 <第2回新株予約権> 制限超過行使の禁止」に記載した制限 超過行使の禁止の適用除外とする旨を買取契約に定めることができることになっており、第2回 新株予約権買取契約においてもその旨定めております。

既存株主の利益への影響への配慮

本新株予約権については、複数回による段階的な行使が期待されるため、希薄化が即時に生じる普通株式自体の発行とは異なり当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいと考えられます。また、第2回新株予約権の下限行使価額は、発行決議日前取引日の終値の50%に相当する金額の1円未満を切り上げた額である126円に設定されており、第2回新株予約権の発行による既存株主の利益への影響を一定程度抑えることができると考えております。

株価上昇時の調達額増額

第2回新株予約権は株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が上昇した場合に資金調達額が増額されます。

株価への影響の軽減

第2回新株予約権には下限行使価額が設定されており、修正後行使価額が下限行使価額を下回る価額に修正されることはなく、株価が下限行使価額を下回る等の株価低迷の局面において、さらなる株価低迷を招き得る当社普通株式の供給が過剰となる事態が回避されるように配慮した設計となっております。

資金調達の実現性

上記「(5)資金調達方法の概要」にも記載のとおり、割当予定先(事業パートナー)は、一定の条件の下、当社の行使指示により、原則として行使指示を受けた日から5取引日以内に第1回新株予約権を行使する義務を負います。これにより資金調達の実現性を高めることが可能となります。

[デメリット]

本株式に対する譲渡制限は付されない予定です。

本株式の割当予定先が本株式を市場で売却する可能性があり、それによって当社の株価が下落する可能性があります。

当初に満額の資金調達ができないこと

EDINET提出書類 日本アジア投資株式会社(E03695) 有価証券届出書(組込方式)

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使が行われて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

既存株式の希薄化の発生

借入れ又は社債と異なり、本株式の発行による新規発行株式数1,000,000株(議決権数10,000個)及び全ての本新株予約権が行使された場合に交付される当社普通株式数14,000,000株(議決権数140,000個)の合計15,000,000株(議決権数150,000個)により、2025年9月30日現在における発行済株式総数22,284,392株(議決権総数222,017個)に対して、67.31%(議決権総数に対し67.56%)の希薄化が生じることになります。

割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先(事業パートナー)のうち経営者ファンドは、本株式及び第1回新株予約権を行使して取得した当社普通株式について、割当予定先(事業パートナー)のうちDSG、アルファステップ、エヌ・ケー興産及びグロースパートナーズファンドは、第1回新株予約権を行使して取得した当社普通株式について、原則として長期間保有する意思を有していないことから、当該当社普通株式を市場で売却する可能性があります。また、EVO FUNDの当社普通株式に対する保有方針は純投資目的であることから、EVO FUNDが第2回新株予約権を行使して取得した当社普通株式を市場で売却する可能性があります。これらの当社普通株式の売却により当社の株価が下落する可能性があります。

不行使期間が存在しないこと

本新株予約権は、確実な資金調達を優先するため、新株予約権を行使できない期間を当社が任意に設定できるといった設計とはしていません。したがって、株価の下落局面における権利行使を 当社がコントロールすることはできません。

株価低迷時に、資金調達額が減少する可能性又は資金調達がされない可能性

株価が第1回新株予約権の行使価額を下回って推移する場合、第1回新株予約権の行使がなされない可能性があります。また、第2回新株予約権の行使期間中、株価が長期的に発行決議日の直前取引日の株価を下回り推移する状況では、発行決議日の直前取引日の株価に基づき想定される金額を下回る資金調達となる可能性があります。また、第2回新株予約権には下限行使価額が設定されているため、株価水準によっては第2回新株予約権の行使がなされない可能性があります。なお、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。

不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のみの契約であるため、不特定多数の新投資家から資金 調達を募ることによるメリットは享受できません。

急速な希薄化が生じる可能性

株価動向によっては第1回新株予約権及び第2回新株予約権が同時に行使に適した状況となることも考えられ、また本新株予約権の行使が進んだ場合、合計14,000,000株の新株式が交付されるため、既存株式の急速な希薄化が生じる可能性があります。

(8) 他の資金調達方法

新株式発行による増資

(a) 公募增資

公募増資による新株発行は、一度に資金調達が可能となるものの、時価総額や株式の流動性や市況によって調達金額に限界があり、必要額の調達が不透明であると考えられます。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかもその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や半期報告書及び有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数ヶ月程度は後ろ倒しになることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは本スキームの方がメリットが大きいと考えております。加えて、現時点での当社の業績動向や財務状況等に照らした場合には、当社普通株式の引受けを行う証券会社を見つけることは困難と考えられます。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では、資力等の問題から割当先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なのかの目処を立てることが非常に困難であります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

CB

CBは発行時点で必要額全額を確実に調達できるというメリットがありますが、発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなり当社の借入余力に悪影響を及ぼすとともに、償還時点で多額の資金が将来的に必要となるところ現時点でかかる資金を確保できるかが不透明であるため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。また、MSCBは相対的に転換の速度が速い傾向にあるものの、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく株主の皆様へのデメリットが大きいと考えられます。かかるデメリットを考慮した結果、当社としては必要額を確実に調達することよりも、希薄化を抑えた上で不足額が生じた場合には当該不足額を別の方法で調達することが株主の皆様の利益になると考え、MSCBも今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

新株予約権無償割当による増資 (ライツ・イシュー)

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、新株予約権を上場させない非上場型の新株予約権の株主への無償割当については、既存株主の皆様が新株予約権を売却する機会に乏しく、また、株主の皆様の投資行動によっては調達する資金の額が想定を下回るおそれがあるなか、当社株主は多数に及んでおり、さらに直近の当社の業績に鑑みると、既存株主の皆様のご理解を得ることは難しく、必要資金を満たす調達は困難であるとの判断から、資金調達方法の候補から除外することとしました。

借入れ・社債・劣後債による資金調達

借入れ、社債又は劣後債による資金調達では、調達額が全額負債となるため、このような資金調達を 実施する場合、既存の借入先金融機関からの全行同意が必要となりますが、借入先が多数に及んでい るため同意の取得が困難であることや、同意取得までに長期間を要するとの判断から、資金調達方法 の候補から除外することとしました。

2. 第1回新株予約権の行使請求の方法

- (1) 第1回新株予約権を行使請求しようとする場合は、上表「新株予約権の行使期間」欄記載の行使請求期間中に同「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければなりません。
- (2) 第1回新株予約権を行使請求しようとする場合は、上記(1)の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、第1回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。

EDINET提出書類 日本アジア投資株式会社(E03695) 有価証券届出書(組込方式)

- (3) 第1回新株予約権の行使請求の効力は、上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該第1回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記(2)に定める口座に入金された日に発生します。
- 3.第1回新株予約権に係る株券の交付方法 当社は、行使請求の効力発生後、当該第1回新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振 替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。なお、当社は第1回新株予 約権に係る新株予約権証券を発行しません。
- 4. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等該当事項はありません。
- 5.新株予約権行使後の配当 第1回新株予約権の行使により第1回新株予約権者が取得する株式に対する剰余金の配当は、会社法及び当 社定款の定めにより支払うものとします。
- (3)【新株予約権証券の引受け】 該当事項はありません。

5【新規発行新株予約権証券(第2回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

発行数 	100,000個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	1,200,000円
発行価格	新株予約権1個につき12円(新株予約権の目的である株式1株当たり0.12円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2025年11月10日 (月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	日本アジア投資株式会社 経営管理グループ 東京都千代田区九段北三丁目2番4号
払込期日	2025年11月10日 (月)
割当日	2025年11月10日 (月)
払込取扱場所	株式会社商工組合中央金庫 神田支店

- (注)1.第2回新株予約権は、2025年10月24日開催の当社取締役会決議にて発行を決議しております。
 - 2.申込み及び払込みの方法は、本日付で、当社とEVO FUNDとの間で第2回新株予約権の買取契約(以下「第2回新株予約権買取契約」といいます。)を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
 - 3.第2回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
 - 4 . 第 2 回新株予約権の振替機関の名称及び住所 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

(2)【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等の 特質

- 1.第2回新株予約権の目的である株式の総数は10,000,000株、割当株式数(別記「新株予 約権の目的となる株式の数」欄に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又 は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義す る。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄 に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、第2回新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。
- 2. 行使価額の修正基準
- (1) 行使価額は、割当日の翌取引日(取引所において売買立会が行われる日をいう。以下 同じ。)に初回の修正がされ、割当日の2取引日後に2回目の修正がされ、以後3取 引日が経過する毎に修正される(以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称 して「修正日」という。)。本項に基づき行使価額が修正される場合、初回の修正に おいては、行使価額は、2025年10月24日(以下「価格算定日」という。)の終値の 100%に相当する金額(但し、当該金額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回 る場合、下限行使価額とする。)に修正される。2回目以降の修正では、行使価額 は、修正日に、当該修正日に先立つ3連続取引日(以下、本「5 新規発行新株予約 権証券(第2回新株予約権証券)」において「価格算定期間」という。)の各取引日 (但し、終値が存在しない日を除く。)の終値の単純平均値の100%に相当する金額 の1円未満の端数を切り捨てた額(但し、当該金額が下限行使価額(本欄第4項に定 義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。但し、当該価格算 定日に終値が存在しなかった場合又は当該価格算定期間内のいずれの取引日にも終値 が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行わない。また、価格算定日又は価格 算定期間内のいずれかの取引日において別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第 4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定日又は 当該価格算定期間内の各取引日の終値は当該事由を勘案して合理的に調整される。
- (2)本項第(1)号にかかわらず、当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日(当日を含む。)から当該株主確定日等(当日を含む。)までの、株式会社証券保管振替機構の手続上の理由により第2回新株予約権の行使ができない期間(以下「株主確定期間」という。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とする。)及び当該株主確定期間の末日の翌取引日においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の2取引日後(当日を含む。)の日とし、当該日以降、3取引日が経過する毎に、本項第(1)号に準じて行使価額は修正される。
- 3. 行使価額の修正頻度

本欄第2項の記載に従い修正される。

4. 行使価額の下限

「下限行使価額」は、当初126円とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。

5.割当株式数の上限

10,000,000株 (2025年9月30日現在の発行済株式総数に対する割合は44.87%)

- 6 . 第 2 回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第 4 項に記載の下限 行使価額にて第 2 回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額) 1,261,200,000円
- 7.第2回新株予約権の全部の取得を可能とする条項

第2回新株予約権には、第2回新株予約権の全部を取得することができる条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。

新株予約権の目的となる 株式の種類 当社普通株式 (完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は 1 単元を100株とする単元株式制度を採用している。)

新株予約権の目的となる 株式の数 第2回新株予約権の目的である株式の総数は10,000,000株(第2回新株予約権1個当たり100株(以下、本「5 新規発行新株予約権証券(第2回新株予約権証券)」において「割当株式数」という。))とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、第2回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない第2回新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後割当株式数 = 調整前割当株式数×分割・併合の比率

その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。

新株予約権の行使時の払 込金額

- 1.第2回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - 各第2回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
- 2.第2回新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、本「5 新規発行新株予約権証券(第2回新株予約権証券)」において「行使価額」という。)は、当初、252円とする。
- 3. 行使価額の修正
 - (1)行使価額は、割当日の翌取引日に初回の修正がされ、割当日の2取引日後に2回目の修正がされ、以後3取引日が経過する毎に修正される。本項に基づき行使価額が修正される場合、初回の修正においては、行使価額は、2025年10月24日の終値の100%に相当する金額(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。2回目以降の修正では、行使価額は、修正日に、価格算定期間の各取引日(但し、終値が存在しない日を除く。)の終値の単純平均値の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。但し、当該価格算定日に終値が存在しなかった場合又は当該価格算定期間内のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行わない。また、価格算定日又は価格算定期間内のいずれかの取引日において本欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定日又は当該価格算定期間内の各取引日の終値は当該事由を勘案して合理的に調整される。
 - (2) 本項第(1)号にかかわらず、株主確定期間及び当該株主確定期間の末日の翌取引日においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の2取引日後(当日を含む。)の日とし、当該日以降、3取引日が経過する毎に、本項第(1)号に準じて行使価額は修正される。

4. 行使価額の調整

(1) 当社は、第2回新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、本「5 新規発行新株予約権証券(第2回新株予約権証券)」において「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

既発行普通株式数 + 交付普通株式数 × 1 株当たりの払込金額 時価

調整後 調整前 ×一 行使価額 ×一

既発行普通株式数 + 交付普通株式数

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期 については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、無償割当による場合、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下 回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無 償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当 社普通株式の交付を請求できる新株予約権(但し、第1回新株予約権を除く。)若 しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場 合を含むが、当社のストックオプション制度に基づき新株予約権を発行する場合を 除く。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは 新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請 求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用 して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当 日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の 割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかか わらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株 式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点 で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている 取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の 全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付された ものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した 日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 乃至 の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに第2回新株予約権を行使した第2回新株予約権に係る新株予約権者(以下「第2回新株予約権者」という。)に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

(調整前行使価額 - 調整後行使価額) × 肉に交付された株式数

株式数 = -

調整後行使価額

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円 未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額 の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調 整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
 - 0.1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

	行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、ま
	た、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当
	社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除
	した数とする。また、株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株
	式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式
	数を含まないものとする。
	(5)本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当
	社は、必要な行使価額の調整を行う。
	株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を
	完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とすると
	き 。
	その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により
	行使価額の調整を必要とするとき。
	行使価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後
	行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する
	必要があるとき。
	(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用
	する日が本欄第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な
	調整を行う。
	(7)本欄第3項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当
	社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正
	又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに第
	2 回新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号 の場合その他適用の日の前日ま
	でに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により	2,521,200,000円
株式を発行する場合の株	(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修
式の発行価額の総額	正又は調整された場合には、第2回新株予約権の行使により株式を発行する場合の
	株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。第2回新株予約権の権利
	行使期間内に行使が行われない場合には、第2回新株予約権の行使により株式を発
	行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。
新株予約権の行使により	1.新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
株式を発行する場合の株	第2回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係
式の発行価格及び資本組	る第2回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る第2回
入額	新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」
	欄記載の第2回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。
	2 . 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
	第2回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の
	額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の
	1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とす。 スート 当該資本全等増加限度額から増加する資本全の額を減じた額を増加する資本準
	│ る。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準 │ 備金の額とする。
・	
新株予約権の行使期間 	第 2 回新株予約権の行使期間 2025年11月11日から2027年 5 月11日までとする。
 新株予約権の行使請求の	2025年11月11日から2027年5月11日までとりる。 1 . 第 2 回新株予約権の行使請求の受付場所
新株予約権の行便請求の 受付場所、取次場所及び	1. 第2四新株で割権の行使請求の受り場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
払込取扱場所	二菱OFJ信託銀11体15社 証分1011部 2.行使請求の取次場所
コムバンサメコストのドル	2 . 11使雨水の収入場所 - 該当事項なし。
	該日事項なり。 3.行使請求の払込取扱場所
	3 . 11使請求の払込取扱場的 株式会社商工組合中央金庫 神田支店
・	
新株予約権の行使の条件	第2回新株予約権の一部行使はできない。

自己新株予約権の取得の	1. 当社は、第2回新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、第2回新株
事由及び取得の条件	予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役
	会が定めた第2回新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)の11取引日以上
	前に第2回新株予約権者又は第2回新株予約権者の関係会社に通知することにより(但
	し、通知が当該日の16時までに第 2 回新株予約権者又は第 2 回新株予約権者の関係会社
	に到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日に行われたものとして取り扱われ
	る。)、第2回新株予約権1個当たりの払込金額と同額(対象となる第2回新株予約権
	の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日
	に残存する第2回新株予約権の全部又は一部を取得することができる。第2回新株予約
	権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
	2.別記「新株予約権の行使期間」欄で定める第2回新株予約権の行使期間の末日において
	第2回新株予約権が残存している場合には、当社は、当該末日に残存する第2回新株予
	約権の全てを第2回新株予約権1個当たりの払込金額と同額(対象となる第2回新株予
	約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。)で取得す
	る。
新株予約権の譲渡に関す	第2回新株予約権には譲渡制限は付されていない。但し、第2回新株予約権買取契約におい
る事項	て、第2回新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定で
	ある。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新	該当事項なし。
株予約権の交付に関する	
事項	

- (注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由
 - 上記「4 新規発行新株予約権証券(第1回新株予約権証券) (2)新株予約権の内容等 (注)1.本新 株予約権の発行により資金調達をしようとする理由」を参照。
 - 2.企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては同項に規定する デリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容 該当事項はありません。
 - 3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先と の間で締結する予定の取決めの内容
 - 当社はEVO FUNDとの間で、本日付で、上記「4 新規発行新株予約権証券(第1回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注)1.本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由 (5)資金調達方法の概要」記載の内容を定める第2回新株予約権買取契約を締結する予定です。
 - 4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容 該当事項はありません。
 - 5 . 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取 決めの内容

該当事項はありません。

- 6. その他投資者の保護を図るために必要な事項 該当事項はありません。
- 7.第2回新株予約権の行使請求の方法
 - (1)第2回新株予約権を行使請求しようとする場合は、上表「新株予約権の行使期間」欄記載の行使請求期間中に同「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければなりません。
 - (2) 第2回新株予約権を行使請求しようとする場合は、上記(1)の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、第2回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
 - (3)第2回新株予約権の行使請求の効力は、上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該第2回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(行使請求に必要な事項の通知と同日付で上表「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とします。)が上記(2)に定める口座に入金された日に発生します。
- 8.第2回新株予約権に係る株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該第2回新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。なお、当社は、第2回新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。

9. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

第2回新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとします。また、第2回新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとします。

10.新株予約権行使後の配当

第2回新株予約権の行使により第2回新株予約権者が取得する株式に対する剰余金の配当は、会社法及び当社定款の定めにより支払うものとします。

(3)【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

6【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
3,781,520,000	41,000,000	3,740,520,000

- (注) 1.上記払込金額の総額は、本株式の払込金額の総額に、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行 使に際して払い込むべき金額を合算した金額であります。
 - 2.払込金額の総額は、全ての第1回新株予約権が行使価額で、また、全ての第2回新株予約権が当初の行使価額でそれぞれ行使されたと仮定して算出された金額です。本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合又は当社が本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
 - 3.発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。また、発行諸費用の内訳は弁護士費用、登記費用、その他諸費用です。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額3,740,520,000円の具体的な使途及び支出予定時期は、以下のとおりです。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
投資開発事業における A U M の積み上げのための投資資金 (データセンター・プロジェクトへの投資、及び、データセンター・プロジェクトを投資対象としたファンド組成のための出資金)	600	2025年11月~2027年3月
投資運用事業におけるAUMの積み上げのための投資資金 ()暗号資産事業等を行う企業を投資対象としたファンド組成のための出資金、()その他ファンド組成のための出資金	1,940	2025年11月~2027年3月
A U Mの積み上げのためのライセンスの取得や安定収益の拡大を目的としたM & A 資金	1,200	2025年11月~2027年3月
合計	3,740	-

- (注)1.調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。
 - 2.調達資金は支出時期の早いものより充当する予定です。
 - 3.本新株予約権の権利行使期間内に行使されない可能性や、本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があることから、実際に調達できる資金の額及びその支出時期と現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期との間に差異が生じる可能性があります。本資金調達による調達資金で不足する分は手元資金から支出する予定です。なお、手元資金が不足する場合には、投資実行やファンドの組成、M&Aの実行を取り止める予定ですが、その場合には当社の将来の業績や企業成長に影響を及ぼす可能性があります。なお、KICのM&Aによる当社の当面の業績への影響は現時点では不明です。今後、開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。詳細は、当社の2025年9月30日付の開示資料「物流施設やデータセンター施設の開発を手掛ける「KICホールディングス株式会社」の子会社化に関するお知らせ」をご覧ください。
 - 4. 資金使途の金額には、今後の調達資金の入金を見込んで、当該入金まで手元資金から立替する金額を含めています。

資金使途の概要については、上記「第1 募集要項 4 新規発行新株予約権証券(第1回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1.本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由 (3) 募集の目的及び理由」に記載のとおり、投資開発事業では上方修正したAUMの計画を達成するために、データセンター事業で実績のある事業会社との合弁会社JAICデータダイナミクス株式会社が国内で開発するデータセンター・プロジェクトを投資対象としたファンド組成のための出資金として3億円を、KICの開発するデータセンター施設のプロジェクトに関してファンド組成に先立つ初期の投資資金として3億円をそれぞれ充当するものです。

投資運用事業では中期経営計画に掲げたAUMの計画を達成するために、これまで以上にファンドの組成を 促進する方針です。ファンド組成の際は当社もそれぞれのファンドに一定の出資を行う必要があり、本件調達 資金のうち19.4億円を組成する一部のファンドの出資金として充当するものです。具体的には、組成済み又は 組成を決定済みのファンドであるJAIC-DLEアニメIP投資事業有限責任組合のキャピタルコールに0.9億円、観 光関連の国内未上場企業を投資対象とするONE-JAPAN観光ファンド投資事業有限責任組合に1.6億円の出資を行 う予定です。加えて組成を企画中のファンドである、地域特産品や土産物に特化した国内未上場企業を投資対 象とする1本のファンドに1.4億円、国内の事業再生を行う企業を投資対象とするファンドに1億円、上場企 業の再成長を支援するファンドとして経営変革や事業・資本・財務の再構築による企業価値向上に取り組む上 場企業を投資対象とするファンドに 2 億円、売上高100億円を目指す中堅・中小企業へのメザニン投資を行う ファンドに 2 億円、暗号資産をトレジャリー資産(金融資産)として保有する企業や、暗号資産のレンディン グサービスなどの暗号資産金融事業を手掛ける企業、その他広範に暗号資産関連事業を営む企業を投資対象と する3本のファンドに3本合計で10.5億円を支出する方針です。なお、現段階ではこれらのファンドの組成は 企画段階でありファンドへの出資は未決定です。また、ファンドが組成済み又は組成を決定済みの場合も含め て、具体的な投資候補先の企業は殆どが確定しておりません。しかしながら、当社は、有望な企業に投資を行 うためには現段階で資金調達を行う必要があると判断しています。有望な企業には多くの投資会社が投資を希 望するため、当社は競合する他社に打ち勝って投資機会を確保する必要があります。その際、投資資金が不十 分であったり投資資金を確保するために時間を要して機敏に対応できない場合は、資金調達の確実性や適切な タイミングでの実施可能性が懸念されてしまい、当社にとって非常に大きなデメリットとなり投資機会を失う リスクが高まります。よって、有望な企業に投資を行うためには投資案件の確定に先立ってファンドを組成す る必要があり、ファンドの組成のためには当社自身のファンドへの出資資金を確保する必要があります。ま た、中期経営計画に掲げたAUMの計画を達成するためには、これらのファンドに加えて複数のファンドの設 立を実現する必要があります。これまでの当社のファンド設立実績に鑑みると、AUMが10億円から30億円規 模のファンドを5本~10本程度設立すると見込んでおり、これらのファンドへの当社出資額は、既存の投資資 産を売却して捻出する手元資金を用いる計画です。

また、M&A資金についても、上記「第1 募集要項 4 新規発行新株予約権証券(第1回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1.本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由 (3) 募集の目的及び理由」に記載のとおり、KICの株式を2億円で購入して子会社化する予定です。加えて、現在、当社の事業を加速するうえで必要なリソースやライセンス、プロジェクトのパイプライン、又は安定収益源となる事業を有する企業の買収について検討を行っており、KICと同様にスモールキャップ(企業価値10億円から30億円規模)の企業2社のM&Aを計画しています。なお、M&Aの買収候補先企業は確定していませんが、当社は現段階で資金調達を行う必要があると判断しており、その理由は上述の暗号資産関連企業向けファンドと同じです。買収候補については案件発掘に向けて取り組んでいる段階ですが、投資資金として10億円を見込んでいます。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

- 1【割当予定先の状況】
 - (1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係
 - < 本株式及び第1回新株予約権 >

投資事業有限責任組合ガバナンス・パートナーズ経営者ファンド

	名称	投資事業有限責任組合ガバナンス	ス・パートナーズ経営者ファンド	
	 所在地	 東京都港区虎ノ門3丁目4-10虎 /	東京都港区虎ノ門 3 丁目4-10虎ノ門35森ビル 3 階	
	出資額	670百万円 2024年12月31日時点		
	組成目的	有価証券の取得等		
	主たる出資者及びその出資比率	個人投資家 1 名 19.4% (注 1)		
a . 割当予定 先の概要		名称	ガバナンス・パートナーズ株式会社	
70071%		本店の所在地	東京都港区虎ノ門3丁目4-10虎ノ門 35森ビル3階	
	 業務執行組合員の概要	代表者の役職及び氏名	代表取締役 丸山 俊	
		資本金	10百万円	
		事業の内容	投資事業有限責任組合の募集・運用	
		主たる出資者及びその出資比率	丸山 俊 66%、小田 光介 34%	
b.提出者と	出資関係	2025年9月30日時点において、経営者ファンドは当社の普通株式 1,728,100株(発行済株式総数に対する割合7.75%)を保有しており ます。		
割当予定	人事関係	該当事項はありません。		
先との間 の関係	資金関係	該当事項はありません。		
	技術又は取引等関係	当社の運営しているファンドに経営者ファンドが有限責任組合員として出資しています。		
c . 提出者と 割当予定	出資関係	えて、同社が無限責任組合員である A投資事業有限責任組合、投資事 ナーズ経営者ファンドNK、ガル	がバナンス社は、経営者ファンドに加 あるガバナンス・パートナーズASI 事業有限責任組合がバナンス・パート バナンス・パートナーズ投資事業有限 るGOVERNORS株式会社を通じ 発行済株式総数に対する割合	
先の業務 執行組合 員との間 の関係	人事関係	ガバナンス社の代表取締役である丸山俊氏は、2024年3月1日より当 社の顧問に就任し、2024年6月26日開催の定時株主総会で当社の取締 役に就任し、取締役会での選任により代表取締役に就任しています。		
	資金関係	該当事項はありません。		
	技術又は取引等関係		ドが投資している上場企業に対して当 実行するなど、投資先の支援を通じて	

- (注) 1. 出資者の概要については、10%以上の出資者の属性及び出資比率についてのみ記載しております。出資者の名称については、開示の同意が得られていないため、記載しておりません。開示の同意を行わない理由については、経営者ファンドは非公開のエンティティであり、また、出資者は個人投資家であるがゆえ、主たる出資者の名称は極めて守秘性の高い情報であるため、経営者ファンドの方針により非公開にしていると確認しております。
 - 2.経営者ファンドの概要の欄は、別途記載のある場合を除き、2025年10月24日現在におけるものです。

ダイナミックソリューショングループ株式会社

The second secon			
	名称	ダイナミックソリューショングループ株式会社	
	本店の所在地	東京都港区西新橋一丁目 6 番12号アイオス虎ノ門404号室	
 a . 割当予定	代表者の役職及び氏名	代表取締役 渡邊 孝行	
先の概要	資本金	50,000,000円 2025年 3 月31日時点	
	事業の内容	デジタル領域・A I 領域への投資	
	主たる出資者及びその出資比率	渡邊 孝行 100%	
	出資関係	該当事項はありません。	
 b . 提出者と	人事関係	該当事項はありません。	
割当予定 先との間 の関係	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引等関係	当社の運営するファンドに同社が有限責任組合員として出資していま	
		す。	
		同社子会社であるデジタルダイナミック株式会社と当社は、JAICデー	
		タダイナミクス株式会社を合弁会社として設立し、運営しています。	

(注) DSGの概要の欄は、別途記載のある場合を除き、2025年10月24日現在におけるものです。

株式会社アルファステップ

	a . 割当予定 先の概要	名称	株式会社アルファステップ
		本店の所在地	東京都新宿区西新宿一丁目25番 1 号新宿センタービル31 F
 a .		代表者の役職及び氏名	代表取締役 本郷 孔洋
		資本金	10百万円
		事業の内容	コンサルティング業、広告代理業、コインランドリー業
		主たる出資者及びその出資比率	Hongo holdings株式会社 100%
		出資関係	該当事項はありません。
b .	b . 提出者と 割当予定 先との間 の関係	人事関係	該当事項はありません。
		資金関係	該当事項はありません。
		技術又は取引等関係	当社の運営するファンドに同社及びそのグループ法人が有限責任組合 員として出資しています。

(注) アルファステップの概要の欄は、別途記載のある場合を除き、2025年10月24日現在におけるものです。

株式会社エヌ・ケー興産

	MACHINE S AND			
	名称	株式会社エヌ・ケー興産		
	本店の所在地	大阪府大阪市東住吉区中野三丁目 1 番13号		
│ │ a.割当予定	代表者の役職及び氏名	代表取締役 中村 一嘉		
先の概要	資本金	10百万円		
	事業の内容	分譲住宅・設計・施工・不動産販売及び仲介業・ビル、マンションの 経営、管理		
	主たる出資者及びその出資比率	中村 一嘉 100%		
	出資関係	該当事項はありません。		
 b . 提出者と	人事関係	該当事項はありません。		
割当予定	資金関係	該当事項はありません。		
先との間		当社の運営するファンドに同社が有限責任組合員として出資していま		
の関係		す。		
		同社と当社子会社のJaicオルタナティブインベストメンツ株式会社		
		は、合弁会社を設立し、運営しています。		

⁽注) エヌ・ケー興産の概要の欄は、別途記載のある場合を除き、2025年10月24日現在におけるものです。

グロースパートナーズ投資組合

グロースパートナーズ投資組合				
		名称	グロースパートナーズ投資	資組合
		所在地	東京都目黒区自由が丘 2 丁目16番12号RJ 3	
		出資額	86百万円 2025年 6 月30日時点	
		組成目的	有価証券の取得等	
		主たる出資者及びその出資比率	古川 徳厚90%、グロースパートナーズ株式会社10%	
			名称	グロースパートナーズ株式会社
a . 割当			本店の所在地	東京都目黒区自由が丘2丁目16番12号RJ3
元()	の概要		代表者の役職及び氏名	代表取締役 古川 徳厚
			資本金	9百万円
		業務執行組合員の概要	事業の内容	金融業 企画戦略の立案等に関する支援事業 経営コンサルティング業務 投資及びそれに関するコンサルティン グ業務
			主たる出資者及びその出 資比率	古川 徳厚100%
│ │ b . 提出	ш≠× Ь Ц	出資関係	該当事項はありません。	
1	山宙 C 当予定	人事関係	該当事項はありません。	
1	との間	資金関係	該当事項はありません。	
(O)	関係	技術又は取引等関係	該当事項はありません。	
		出資関係	該当事項はありません。	
	c . 提出者と 割当予定 先の業務	人事関係	該当事項はありません。	
先の		資金関係	該当事項はありません。	
執行組合 ¹ 員との間 の関係	技術又は取引等関係	当社と下記の内容の業務提携契約を締結しています。 投資案件のソーシングに関する協業 投資先のバリューアップに関する協業 上記を前提とした新たなファンドの共同運用又は共同投資		

⁽注) グロースパートナーズファンドの概要の欄は、別途記載のある場合を除き、2025年10月24日現在におけるものです。

<第2回新株予約権>

	· 20 5 12 00 14 16 1 10 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1				
	a . 割当予定	名称	EVO FUND (エボ ファンド)		
		本店の所在地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands		
a .		国内の主たる事務所の責任者の 氏名及び連絡先	該当事項はありません。 なお、国内における連絡先は以下のとおりとなっております。 EVOLUTION JAPAN証券株式会社 東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役社長 ショーン・ローソン		
	先の概要	代表者の役職及び氏名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム		
		資本金	払込資本金: 1 米ドル 純資産:約219.8百万米ドル(2025年 6 月30日現在)		
		事業の内容	ファンド運用、投資業		
		主たる出資者及びその出資比率	議決権:100% Evolution Japan Group Holding Inc. (Evolution Japan Group Holding Inc.の議決権は間接的に100%マイケル・ラーチが保有)		
h	b.提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	該当事項はありません。		
		人事関係	該当事項はありません。		
		資金関係	該当事項はありません。		
		技術又は取引等関係	該当事項はありません。		

⁽注) EVO FUNDの概要の欄は、別途記載のある場合を除き、2025年10月24日現在におけるものです。

(2) 割当予定先の選定理由

< 本株式及び第1回新株予約権 >

経営者ファンド

当社は、上記「第1 募集要項 4 新規発行新株予約権証券(第1回新株予約権証券) (2)新株予約権の内容等 (注)1.本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由 (3)募集の目的及び理由」及び上記「第1 募集要項 6 新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途」に記載した資金使途の目的及び必要資金の総額を踏まえ、2025年6月頃から、その資金調達の方法を検討しました。そこで、経営者ファンドの無限責任組合員であるガバナンス社の代表取締役の丸山俊氏に対して、当社の事業再生に対する資金面での更なる支援について相談したところ、ガバナンス社からは、事業再生中の当社の現況を踏まえると多額の当社普通株式の引き受けは困難であるため、新株予約権のみの引き受けによる資金面での支援の提案を受けました。しかしながら、当社としては、実施する見込みの高い投資案件の資金拠出額を確保するために確実な資金調達が必要であったため、資金調達の一部は当社普通株式の発行によるものとすべくガバナンス社と交渉し、協議の結果、本株式及び第1回新株予約権の発行による資金面での支援を受けることになりました。また、ガバナンス社からは、経営者ファンド以外の割当予定先(事業パートナー)の紹介も受けました。

当社グループとガバナンス社との関係については、上記「第1 募集要項 4 新規発行新株予約権証券 (第1回新株予約権証券) (2)新株予約権の内容等 (注)1.本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由 (1)資金調達の目的 募集の背景」に記載のとおり、2024年6月に当社の事業再生を目的とした第三者割当の引受と併せて代表取締役の派遣を受け、ガバナンス社の全面的な支援の下で事業再生に取り組んでいる関係にあります。ガバナンス社は投資会社であり、ファンドを通じて投資先に対して資金支援及び事業支援を行いその企業価値を向上させることを生業としています。ガバナンス社は、特に、一定程度の当社普通株式を保有していることから、当社の企業価値の増大がガバナンス社の利益につながるため、当社は、現在、ガバナンス社から事業再生への強力な支援を受けております。また、ガバナンス社は、投資会社としてファンドの組成を実現するなど、資金調達能力にも優れています。他方で、当社自身では今般の資金調達支援の候補先が見つけられませんでした。そのため、当社としては、事業面の支援だけではなく、資金面の支援についてもガバナンス社に依頼することが当社にとって最適であると判断しました。また、当社は、取引金融機関からの借入金について返済のリスケジュールを受けている状況から資金調達手段が限られている状況にあるため、本資金調達についてもガバナンス社の協力を得ることにしたものです。

 $\mathsf{D} \mathsf{S} \mathsf{G}$

DSGは当社の協業先です。当社は、2024年8月にガバナンス社からDSGを紹介され、これまでに、DSGの子会社とデータセンター事業で合弁会社を運営している他、DSGから当社の運営ファンドのうちJAIC-Web3ファンドやJAIC-クリプトアセット株式ファンドに出資を受けています。当社は、今回の資金調達においてもガバナンス社から割当予定先としてDSGの紹介を受けました。また当社自身としても今後データセンター事業や暗号資産関連事業を営む会社への投資を行う方針であることから、当社は、DSGはデータセンター事業や暗号資産関連事業への造詣が深くまた関心も高いと想定し、今般の資金調達の必要性やその後の当社の成長性への理解が得られると判断し、ガバナンス社と協議して決定した本スキームによる資金調達をDSGに提案したところ、DSGから本スキームによる資金調達について承諾を得ました。

アルファステップ

アルファステップは当社の協業先です。当社は、2025年1月にガバナンス社からアルファステップのグループ法人である辻・本郷税理士法人を紹介され、これまでに、辻・本郷税理士法人やアルファステップから当社の運営ファンドのうちJAICスペシャルティファンドやJAIC-クリプトアセット株式ファンドに出資を受けています。当社は、今回の資金調達においてもガバナンス社から割当予定先としてアルファステップの紹介を受けました。当社は、アルファステップは、ファンドの投資先企業の魅力やファンドのパフォーマンスを期待して当社ファンドに出資をしていただいていることから、今般の資金調達によりファンドのAUMを拡大するという当社の事業戦略への理解が得られると判断し、ガバナンス社と協議して決定した本スキームによる資金調達をアルファステップに提案したところ、アルファステップから本スキームによる資金調達について承諾を得ました。

エヌ・ケー興産

エヌ・ケー興産は当社の協業先です。当社は、2025年1月にガバナンス社からエヌ・ケー興産を紹介され、これまでに、当社子会社との間で障がい者グループホームの開発において合弁会社を設立して協業を進めています。加えて、当社の運営するファンドでは、エヌ・ケー興産から有限責任組合員として出資を受けています。当社は、エヌ・ケー興産は、ファンドの投資先企業の魅力やファンドのパフォーマンスを期待して当社ファンドに出資をして頂いていることから、今般の資金調達によりファンドのAUMを拡大するという当社の事業戦略への理解が得られると判断し、ガバナンス社と協議して決定した本スキームによる資金調達をエヌ・ケー興産に提案したところ、エヌ・ケー興産から本スキームによる資金調達について承諾を得ました。

グロースパートナーズファンド

グロースパートナーズファンドの業務執行組合員であるグロースパートナーズ株式会社(以下「グロースパートナーズ」といいます。)は、当社の業務提携先です。当社は、2024年5月にガバナンス社からグロースパートナーズを紹介され、2024年8月に業務提携を開始しました。これまでに、業務提携契約に基づき、協業するための具体的な投資案件や投資先企業、ファンド組成の企画について協議を行っています。当社は、グロースパートナーズは投資会社であるため当社の事業内容やビジネスモデルへの造詣が深く、今般の資金調達によりファンドのAUMを拡大するという当社の事業戦略への理解が得られると判断し、ガバナンス社と協議して決定した本スキームによる資金調達をグロースパートナーズに提案したところ、グロースパートナーズから本スキームによる資金調達について承諾を得ました。

<第2回新株予約権>

ガバナンス社の協力のもとで今般の資金調達を行う方針としたものの、その必要となる資金の総額が大きいことから、本株式及び第1回新株予約権の発行だけでは不足するため、その不足分についてEJSに資金調達の相談をした結果、第2回新株予約権による資金調達に関する提案を受けました。当社内において協議した結果、本スキームは株価に対する一時的な影響を抑制しつつ資金調達をすることができ、かつ相当程度の高い蓋然性をもって調達できる設計となっているため、当社のニーズに合致していると考えており、また、他の投資家による行使価額修正条項付新株予約権を用いた他社の事例では行使価額がディスカウントされることが多いところ、EJSの提案内容はディスカウントが無く当社にとって有利な条件であったことから、当社の今後の事業の拡大のための資金調達手段として最善であると判断しました。

また、上記「第1 募集要項 4 新規発行新株予約権証券(第1回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1. 本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由 (5) 資金調達方法の概要」及び上記「第1 募集要項 4 新規発行新株予約権証券(第1回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1. 本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由 (7) 本スキームの特徴」に記載した本スキームのメリット・デメリットを勘案の上、EVO FUNDと協議した結果、既存株主に対する株式価値の希薄化への配慮、EJSが過去に同様のスキームを実施した複数の実績をもつことから、本スキームによる資金調達方法が最良の選択肢であるとの結論に至ったため、2025年8月に第2回新株予約権の割当予定先としてEVO FUNDを選定いたしました。EVO FUNDは、上場株式への投資を目的として2006年12月に設立されたファンド(ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社)であります。EVO FUNDは、これまでの投資実績として、第三者割当の手法を用いて割り当てられた新株予約権を行使し、発行会社の資金調達に寄与した案件が多数あります。

EVO FUNDの関連会社であるEJSが、関連企業の買受けの斡旋業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EJSは英国領ヴァージン諸島に所在するタイガー・イン・エンタープライズ・リミテッド(住所: Craigmuir Chambers, PO Box 71, Road Town, Tortola VG1110, British Virgin Islands 代表取締役:マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)の100%子会社であります。

(注) 第2回新株予約権に係る割当は、日本証券業協会会員であるEJSの斡旋を受けて、EVO FUNDに対して行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

(3)割り当てようとする株式の数

本株式

本株式の総数は1,000,000株です。各割当予定先(事業パートナー)に割り当てる本株式の総数は、以下のとおりです。

経営者ファンド 440,000株 DSG 440,000株 アルファステップ 40,000株 エヌ・ケー興産 40,000株 グロースパートナーズファンド 40,000株

本新株予約権

本新株予約権の目的である株式の総数は、14,000,000株です。各割当予定先に割り当てる本新株予約権の目的である株式の総数は、以下のとおりです。

<第1回新株予約権>

経営者ファンド 1,760,000株 DSG 1,760,000株 アルファステップ 160,000株 エヌ・ケー興産 160,000株 グロースパートナーズファンド 160,000株

<第2回新株予約権>

EVO FUND 10,000,000株

(4) 株券等の保有方針

経営者ファンド

割当予定先である経営者ファンドの無限責任組合員であるガバナンス社については、当社の事業再生について全面的に支援を受けている関係にありますが、経営者ファンドは純投資を目的として出資者を募集し設立されたファンドです。ガバナンス社からは、本株式については、原則として、当社の事業再生の進捗に伴う企業価値の向上が実現するまで中長期に保有する意向であると伺っております。しかしながら、ガバナンス社が経営者ファンドの出資者に対する運用責任を遂行する立場から、当社の株価が変動した場合には、当社の株価推移により適宜判断の上、本株式を売却する可能性があると伺っております。

また、第1回新株予約権の行使により取得する当社普通株式については、原則として長期間保有する意思を有しておらず、基本的に市場内で売却する予定であると伺っております。

なお、売却時は常にマーケットへの影響を勘案する方針である旨を、口頭にて確認しております。また、当社は経営者ファンドから、本株式及び本新株予約権の第三者割当(以下「本第三者割当」といいます。)の払込期日から2年以内に本株式の全部又は一部を譲渡又は売却した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

DSG

割当予定先のDSGからは、今般の割り当てを引き受けることとした理由は、当社との協業によるデータセンター・プロジェクトの収益や、DSGが出資する当社の運営ファンドのパフォーマンス、加えて今回の資金調達による今後の当社の事業が成果を出すことによる企業価値向上を期待したためであり、本株式は、当社の事業が成果を出すまで中長期に保有する意向であると伺っております。

また、第1回新株予約権の行使により取得する当社普通株式については、原則として長期間保有する意思を有しておらず、基本的に市場内で売却する予定であると伺っております。

なお、売却時は常にマーケットへの影響を勘案する方針である旨を、口頭にて確認しております。また、当社はDSGから、本第三者割当の払込期日から2年以内に本株式の全部又は一部を譲渡又は売却した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

アルファステップ

割当予定先のアルファステップからは、今般の割り当てを引き受けることとした理由は、現在出資している当社の運営ファンドのパフォーマンスや、今回の資金調達による今後の当社の事業が成果を出すことによる企業価値向上を期待したためであり、本株式は、当社の事業が成果を出すまで中長期に保有する意向であると伺っております。

また、第1回新株予約権の行使により取得する当社普通株式については、原則として長期間保有する意思を有しておらず、基本的に市場内で売却する予定であると伺っております。

EDINET提出書類 日本アジア投資株式会社(E03695) 有価証券届出書(組込方式)

なお、売却時は常にマーケットへの影響を勘案する方針である旨を、口頭にて確認しております。当社はアルファステップから、本第三者割当の払込期日から2年以内に本株式の全部又は一部を譲渡又は売却した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

エヌ・ケー興産

エヌ・ケー興産からは、今般の割り当てを引き受けることとした理由は、組成予定の当社との協業によるファンドのパフォーマンスや、今回の資金調達による今後の当社の事業が成果を出すことによる企業価値向上を期待したためであり、本株式は、当社の事業が成果を出すまで中長期に保有する意向であると伺っております。

また、第1回新株予約権の行使により取得する当社普通株式については、原則として長期間保有する意思を有しておらず、基本的に市場内で売却する予定であると伺っております。

なお、売却時は常にマーケットへの影響を勘案する方針である旨を、口頭にて確認しております。当社はエヌ・ケー興産から、本第三者割当の払込期日から2年以内に本株式の全部又は一部を譲渡又は売却した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

グロースパートナーズファンド

割当予定先であるグロースパートナーズファンドの無限責任組合員であるグロースパートナーズからは、今般の割り当てを引き受けることとした理由は当社との業務提携や今回の資金調達による今後の当社の事業が成果を出すことによる企業価値向上を期待したためであり、本株式については、原則として、当社の事業が成果を出すまで中長期に保有する意向であると伺っております。

また、第1回新株予約権の行使により取得する当社普通株式については、原則として長期間保有する意思を有しておらず、基本的に市場内で売却する予定であると伺っております。

なお、売却時は常にマーケットへの影響を勘案する方針である旨を、口頭にて確認しております。また、当社はグロースパートナーズファンドから、本第三者割当の払込期日から2年以内に本株式の全部又は一部を譲渡又は売却した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

EVO FUND

割当予定先であるEVO FUNDは、純投資を目的としており、第2回新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、当社の株価推移により適宜判断の上、基本的に市場内で売却しますが、売却時は常にマーケットへの影響を勘案する方針である旨を、口頭にて確認しております。

また、当社とEVO FUNDは、下記の内容を含む第2回新株予約権買取契約を締結する予定です。

- (ア)当社は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、原則として、単一暦月中にEVO FUNDが第2回新株予約権を行使することにより取得される株式数が、第2回新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は制限超過行使を行わせないこと。
- (イ) EVO FUNDは、以下のいずれかの期間又は場合を除き、制限超過行使に該当する第2回新株予約権の行使を 行わないことに同意し、第2回新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該第2回新株予 約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。
 - (a) 第2回新株予約権の行使により交付される株券及びこれと同一の銘柄の株券(以下「対象株券等」といいます。)が上場廃止となる合併、株式交換又は株式移転等(以下「合併等」といいます。)が行われることが公表された時から、当該合併等がなされた時又は当該合併等がなされないことが公表された時までの間
 - (b) 当社に対して公開買付けの公告がなされた時から、当該公開買付けが終了した時又は中止されることが公表された時までの間
 - (c) 取引所金融商品市場において対象株券等が監理銘柄又は整理銘柄に指定された時から当該指定が解除されるまでの問
 - (d) 第2回新株予約権の行使価額が発行決議日の取引所金融商品市場の売買立会における対象株券等の終値 (但し、株式の分割、併合又は無償割当が行われた場合には公正かつ合理的な調整を行います。)以上の 場合
- (ウ) EVO FUNDは、第2回新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限 超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者が更に第三者に譲渡する場合にも当社に対 して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

更に、第2回新株予約権買取契約において、第2回新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である 旨が定められる予定です。譲渡が行われることとなった場合には、当社の取締役会による承認に先立ち、当社 は、譲受先の本人確認、反社会的勢力でないことの確認、払込みに要する資金等の状況の確認、及び譲受先の保 有方針の確認を行います。また、譲渡が行われた場合、当社は当該事実を開示いたします。

(5) 払込みに要する資金等の状況

経営者ファンド

当社は、経営者ファンドより、当該組合の2025年10月22日現在の銀行口座残高を証する預金通帳及び2024年12月31日現在の財務諸表を受領しており、経営者ファンドが本株式の払込金額の総額(発行価額)及び第1回新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の合計額を上回る残高を保有することを確認しております。また、割当予定先である経営者ファンドの無限責任組合員であるガバナンス社からは、現時点では第1回新株予約権の行使のために必要な資金の一部を保有してはいないものの、今後の事業活動又は第1回新株予約権の一部行使により取得する当社普通株の売却によりその他の第1回新株予約権の行使資金を確保する旨を口頭で確認しております。そのため、当社は、経営者ファンドに割り当てられる本株式の払込金額の総額(発行価額)の払込み並びに第1回新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び第1回新株予約権の行使に要する資金は十分であると判断しております。なお、ガバナンス社の代表者は当社の代表者を兼務しておりますが、ガバナンス社は、インサイダー取引に該当することなく当社普通株式の売却を行うために同社内の情報共有を制限するなど、インサイダー情報を適切に管理しています。

DSG

割当予定先であるDSGからは、本資金調達に係る払込金額は、手元資金から充当する旨を伺っております。当社は、DSGよりDSGの2025年10月21日現在の銀行口座残高を証する入出金明細照会(DSGの子会社であるデジタルダイナミック株式会社からの200,000,000円(年利1%、返済期日2027年10月20日)の借入実行後のもの)及び2025年6月30日現在の財務諸表を受領しており、DSGが本新株式の払込金額の総額(発行価額)及び第1回新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の合計額を上回る残高を保有することを確認しております。また、割当予定先であるDSGからは、現時点では第1回新株予約権の行使のために必要な資金の一部を保有してはいないものの、今後の事業活動又は第1回新株予約権の一部行使により取得する当社普通株の売却によりその他の第1回新株予約権の行使資金を確保する旨を口頭で確認しております。そのため、当社は、DSGに割り当てられる本株式の払込金額の総額(発行価額)の総額の払込み及び第1回新株予約権の行使に要する資金は十分であると判断しております。

アルファステップ

割当予定先であるアルファステップからは、本資金調達に係る払込金額は、手元資金から充当する旨を伺っております。当社は、アルファステップよりアルファステップの2025年10月20日現在の銀行口座残高を証する預金通帳及び2024年9月30日現在の財務諸表を受領しており、アルファステップが割当てを予定されている本株式の払込金額の総額(発行価額)の払込み並びに第1回新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び第1回新株予約権の行使に要する資金は十分であると判断しております。

エヌ・ケー興産

割当予定先であるエヌ・ケー興産からは、本資金調達に係る払込金額は、手元資金から充当する旨を伺っております。当社は、エヌ・ケー興産よりエヌ・ケー興産の2025年10月20日現在の銀行口座残高を証する預金通帳及び2024年9月30日現在の財務諸表を受領しており、エヌ・ケー興産が割当てを予定されている本株式の払込金額の総額(発行価額)の払込み並びに第1回新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び第1回新株予約権の行使に要する資金は十分であると判断しております。

グロースパートナーズファンド

割当予定先であるグロースパートナーズファンドの業務執行組合員であるグロースパートナーズからは、本資金調達に係る払込金額は、手元資金から充当する旨を伺っております。当社は、グロースパートナーズより当該組合の2025年10月22日現在の銀行口座残高を証する入出金明細照会及び2025年6月30日現在の財務諸表を受領しており、グロースパートナーズファンドが本新株式の払込金額の総額(発行価額)及び第1回新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の合計額を上回る残高を保有することを確認しております。また、割当予定先であるグロースパートナーズファンドの業務執行組合員であるグロースパートナーズからは、現時点では第1回新株予約権の行使のために必要な資金の一部を保有してはいないものの、今後の事業活動又は第1回新株予約権の一部行使により取得する当社普通株の売却によりその他の第1回新株予約権の行使資金を確保する旨を口頭で確認しております。そのため、当社は、グロースパートナーズファンドに割り当てられる本株式の払込金額の総額(発行価額)の払込み並びに第1回新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び第1回新株予約権の行使に要する資金は十分であると判断しております。

EVO FUND

割当予定先であるEVO FUNDの保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの2025年9月30日時点における現金・有価証券等の資産から借入等の負債を控除した純資産の残高報告書を確認しており、払込期日において第2回新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込みに要する資金は十分であると判断しております。

なお、第2回新株予約権の行使にあたっては、EVO FUNDは、基本的に新株予約権の行使を行い、行使により取得した株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないことから、EVO FUNDは第2回新株予約権の行使にあたっても十分な資金を有していると判断しております。

また、EVO FUNDは、現在、当社以外にも複数社の新株予約権を引き受けているものの、上記のとおり、行使及び売却を繰り返して行うことが予定されているため、一時点において必要となる資金は多額ではなく、必要金額をEVO FUNDの純資産残高から控除した上でなお、第2回新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び第2回新株予約権の行使に要する資金としては十分であると判断しております。

(6) 割当予定先の実態

< 本株式及び第1回新株予約権 >

当社は、割当予定先の経営者ファンド、当社の代表者である丸山俊氏以外の同組合の無限責任組合員及び同組合の有限責任組合員、DSG及び同社に貸し付けを行っている同社子会社であるデジタルダイナミック株式会社、アルファステップ、エヌ・ケー興産並びにグロースパートナーズファンド、同組合の業務執行組合員及び同組合の組合員(以下、合わせて「反社チェック対象」といいます。)について、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないか、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報を検索することにより、反社チェック対象が反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、経営者ファンド、DSG、アルファステップ、エヌ・ケー興産及びグロースパートナーズファンドからは、反社会的勢力との間において一切の関係がない旨を聴取しております。更に慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社東京エス・アール・シー(住所:東京都目黒区上目黒四丁目26番4号、代表取締役:中村勝彦)(以下「株式会社東京エス・アール・シー」といいます。)に一部の反社チェック対象について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2025年9月29日から2025年10月15日までに、反社チェック対象に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。以上から総合的に判断し、当社は反社チェック対象については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社チェック対象が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書を取引所に提出しております。

<第2回新株予約権>

当社は、EJSにより紹介されたEVO FUND並びに間接的にその持分の100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及びEVO FUNDの役員であるリチャード・チゾム氏について、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないか、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報を検索することにより、EVO FUNDが反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、EVO FUNDからは、反社会的勢力との間において一切の関係がない旨の誓約書の提出を受けております。更に慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社東京エス・アール・シーにEVO FUND並びに間接的にその持分の100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及びEVO FUNDの役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2025年9月17日、EVO FUND、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。以上から総合的に判断し、当社はEVO FUND、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、EVO FUND、その出資者及び役員が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書を取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

第1回新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を受けなければなりません。第2回新株予約権には譲渡制限は付されていません。但し、第2回新株予約権については、第2回新株予約権買取契約においてその譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定です。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその合理性に関する考え方

<本株式>

本株式の発行価額につきましては、発行決議日の直前営業日である2025年10月23日の終値と同額である252円としました。当該発行価額の算定方法として発行決議日の直前営業日における終値を採用したのは、直近株価が現時点での当社の実態をより適切に表していると考えており、客観性が高く合理的であると判断したためです。

当該発行価額は、同直前営業日から1ヶ月間遡った期間(2025年9月24日から2025年10月23日まで)の終値の平均値238円(円未満切り捨て)に対して5.88%のプレミアム、同直前営業日から3ヶ月遡った期間(2025年7月24日から2025年10月23日)の終値の平均値239円(円未満切り捨て)に対して、5.43%のプレミアム、同直前営業日から6ヶ月遡った期間(2025年4月24日から2025年10月23日まで)の終値の平均値239円(円未満切り捨て)に対して5.43%のプレミアムとなります。本株式の発行価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、当社は、本第三者割当の必要性、本第三者割当を通じて一層の企業価値の向上を図るという目的の相当性、当社株価の変動、本第三者割当により生じる希薄化等諸事情に照らして、当該発行価額が割当予定先(事業パートナー)にとって特に有利なものではないと判断しております。

また、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)全員から、本株式の払込金額は、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準としており、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠し、当社の直近の財政状態及び経営成績等を勘案して決定されたもので、適正かつ妥当であり、割当予定先(事業パートナー)に特に有利な金額での発行に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

<第1回新株予約権>

当社は、第1回新株予約権の発行要項を考慮した第1回新株予約権の価値評価を第三者算定機関である株式会社 赤坂国際会計(住所:東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表者:山本顕三)(以下「赤坂国際会計」といいま す。)に依頼しました。赤坂国際会計と当社及び割当予定先(事業パートナー)との間には、重要な利害関係はあ りません。

赤坂国際会計は、第1回新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日(2025年10月23日)の市場環境や割当予定先(事業パートナー)の権利行使行動等を考慮した一定の前提(当社の株価(252円)、予定配当額(0円)、無リスク利子率(1.0%)、ボラティリティ(40.3%)及び市場出来高、割当予定先(事業パートナー)の第1回新株予約権行使及び株式売却の際に負担する株式処分コスト及び第1回新株予約権の発行コストが発生すること等)を置き、第1回新株予約権の評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先(事業パートナー)との間での協議を経て、第1回新株予約権1個の払込金額を当該評価額と同額の8円としています。

また、第1回新株予約権の行使価額については、発行決議日直前取引日である2025年10月23日の終値の100%とし、行使価額の修正は行われません。第1回新株予約権の行使価額は、当社の株価動向、当社の資金需要、既存株主の皆様に与える影響等を考慮したうえで、割当予定先(事業パートナー)と協議、交渉した結果、最終的に当社が決定したものでありますが、同直前営業日から1ヶ月間遡った期間(2025年9月24日から2025年10月23日まで)の終値の平均値238円(円未満切り捨て)に対して5.88%のプレミアム、同直前営業日から3ヶ月遡った期間(2025年7月24日から2025年10月23日)の終値の平均値239円(円未満切り捨て)に対して、5.43%のプレミアム、同直前営業日から6ヶ月遡った期間(2025年4月24日から2025年10月23日まで)の終値の平均値239円(円未満切り捨て)に対して5.43%のプレミアムとなります。

第1回新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額で、割当予定先(事業パートナー)との間での協議を経て決定されているため、第1回新株予約権の発行価額は有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)全員から、第三者算定機関である赤坂国際会計は新株予約権の発行実務及び価値評価に関する専門知識・経験を有すると認められること、赤坂国際会計は当社と資本関係も顧問契約関係もなく当社経営陣から独立していると認められること、赤坂国際会計は割当予定先(事業パートナー)から独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価値の評価についてはその算定過程及び前提条件等に関して赤坂国際会計から提出を受けたデータ・資料に照らし合理的なものであると判

断できること、並びに第1回新株予約権の払込金額は赤坂国際会計によって算出された評価額と同額であることから、第1回新株予約権の発行は割当予定先(事業パートナー)に特に有利な金額での発行に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

<第2回新株予約権>

当社は、第2回新株予約権の発行要項及びEVO FUNDとの間で締結する第2回新株予約権買取契約に定められた諸条件を考慮した第2回新株予約権の価値評価を第三者算定機関である赤坂国際会計に依頼しました。赤坂国際会計と当社及びEVO FUNDとの間には、重要な利害関係はありません。

赤坂国際会計は、第2回新株予約権の発行要項等に定められた諸条件及び第2回新株予約権買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日(2025年10月23日)の市場環境やEVO FUNDの権利行使行動等を考慮した一定の前提(当社の株価(252円)、予定配当額(0円)、無リスク利子率(1.0%)、ボラティリティ(40.3%)及び市場出来高、EVO FUNDの第2回新株予約権行使及び株式売却の際に負担する株式処分コスト及び第2回新株予約権の発行コストが発生すること等)を置き、第2回新株予約権の評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、EVO FUNDとの間での協議を経て、第2回新株予約権1個の払込金額を当該評価額と同額の12円としています。

また、第2回新株予約権の当初行使価額については、発行決議日直前取引日である2025年10月23日の終値の100%としました。その後の行使価額は、割当日の翌取引日に初回の修正がされ、割当日の2取引日後に2回目の修正がされ、以後3取引日が経過する毎に修正がされます。この場合、初回の修正においては、行使価額は、2025年10月24日の終値の100%に相当する金額に修正され、2回目以降の修正では、行使価額は、修正日に、価格算定期間の各取引日の終値の単純平均値の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額に修正されるものの、その価額は下限行使価額を下回ることはありません。株価上昇時においては当該単純平均値の100%が修正日の直前取引日の終値の90%を下回る可能性はあるものの、株価下降時においては当該単純平均値の100%が修正日の直前取引日の終値の100%を上回る可能性があり、修正頻度によって当社にとって有利な条件であるか否かが決定されるものではないと考えられます。したがって、参照株価からディスカウントがなされない第2回新株予約権においては、市場株価から乖離が少ない価額での行使が期待されるため、第2回新株予約権は、市場株価への影響をできる限り少なくし、既存株主の利益にできる限り配慮された設計となっており、当社は第2回新株予約権の修正後の行使価額についても合理的であると判断いたしました。

第2回新株予約権の発行価額及び行使価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額で、EVO FUNDとの間での協議を経て決定されているため、第2回新株予約権の発行価額は有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)全員から、第三者算定機関である赤坂国際会計は新株予約権の発行実務及び価値評価に関する専門知識・経験を有すると認められること、赤坂国際会計は当社と資本関係も顧問契約関係もなく当社経営陣から独立していると認められること、赤坂国際会計はEVO FUNDから独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価値の評価についてはその算定過程及び前提条件等に関して赤坂国際会計から提出を受けたデータ・資料に照らし合理的なものであると判断できること、並びに第2回新株予約権の払込金額は赤坂国際会計によって算出された評価額と同額であることから、第2回新株予約権の発行はEVO FUNDに特に有利な金額での発行に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本株式の発行による新規発行株式数1,000,000株(議決権数10,000個)及び本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数14,000,000株(議決権数140,000個)の合計は15,000,000株(議決権数150,000個)であり、2025年9月30日現在の当社発行済株式総数22,284,392株及び議決権数222,017個を分母とする希薄化率としては67.31%(議決権ベースの希薄化率は67.56%)となります。

したがって、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、本株式及び本新株予約権の発行は大規模な第三者割当に該当します。しかしながら、当社は、本スキームにより調達した資金を上記「第1 募集要項 6 新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途」に記載した各資金使途に充当する予定であり、これによって当社の安定収益を拡大させるとともに、将来におけるAUMの大幅な拡大が期待できる可能性を高め、それによって企業価値を飛躍的に向上させるものであって、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。また、当社普通株式の過去6ヶ月における1日当たり平均出来高は336,918株であって、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しております。したがって本株式及び本新株予約権による資金調達に係る当社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度な影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

有価証券届出書(組込方式)

なお、本株式及び本新株予約権の第三者割当により、希薄化率が25%以上となることから、取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、経営者から一定程度独立した者として、当社と利害関係のない社外有識者である弁護士の小林信介氏(金川国際法律事務所)、当社社外取締役である澁谷功氏及び当社社外取締役である丸山千名美氏の3名によって構成される第三者委員会(以下「本第三者委員会」といいます。)を設置いたしました。なお、本第三者委員会の構成メンバー及びその経営する企業と当社との間に、重要な取引関係はありません。本第三者委員会は希薄化の規模の合理性、資金調達手法の妥当性、及び割当予定先の妥当性等について慎重に審議し、下記「6 大規模な第三者割当の必要性(3)大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程」に記載のとおり、本資金調達の必要性及び相当性が認められるとの意見を表明いたしました。したがって、本株式及び本新株予約権による資金調達に係る当社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本株式の発行に係る新規発行株式数1,000,000株に係る議決権数10,000個と、本新株予約権の目的である株式の総数14,000,000株に係る議決権数140,000個を合算すると議決権数は150,000個となり、当社の総議決権数222,017個(2025年9月30日時点)に占める割合が67.56%となります。そのため、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当します。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株) (注3)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合 (%) (注2) (注3)	割当後の所 有株式数 (株) (注4)	割当後の総に 対すを構 対すを 議会(%) (注2) (注5)
EVO FUND (常務代理人 EVOLUTION JAPAN証券株式会社)	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands (東京都千代田区紀尾井町4番 1)			10,000,000	26.88
ガバナンス・パートナーズASIA 投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門 3 丁目4-10 虎ノ門35森ビル 3 階	4,400,000 19.82		4,400,000	11.83
投資事業有限責任組合ガバナン ス・パートナーズ経営者ファン ド	東京都港区虎ノ門 3 丁目4-10 虎ノ門35森ビル 3 階 1,728,100 7.78		3,928,100	10.56	
ダイナミックソリューショング ループ株式会社	東京都港区西新橋一丁目 6番12 号アイオス虎ノ門404号室			2,200,000	5.91
First Eastern Asia Holdings Limited(注1)	21/F., 28 HENNESSY ROAD,HONG KONG(注1)	1,968,945 8.87		1,968,945	5.29
投資事業有限責任組合ガバナン ス・パートナーズ経営者ファン ドNK	東京都港区虎ノ門 3 丁目4-10 虎ノ門35森ビル 3 階	1,375,000	1,375,000 6.19		3.70
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	666,439 3.00		666,439	1.79
Boom Securities(H.K.) Limited - Clients' Account (常任代理人マネックス証券株 式会社)	Room 2801, Level 28, Tower 1, The Millennity, 98 How Ming Street, Kwun Tong, Kowloon, Hong Kong (東京都港区赤坂1丁目12- 32)	556,800 2.51		556,800	1.50
ガバナンス・パートナーズ投資 事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門 3 丁目4-10 虎ノ門35森ビル 3 階	540,000	2.43	540,000	1.45
田島哲康	大阪府堺市西区	504,900	2.27	504,900	1.36
計		11,740,184	52.88	26,140,184	70.27

- (注) 1 . First Eastern Asia Holdings Limitedは、実質株主名となります。その常任代理人は、名義株主である CITIBANK HONG KONG PBG CLIENTS H.K.の常任代理人であるシティバンク、エヌ・エイ東京支店となります。
 - 2.「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、 小数点第3位以下を四捨五入して記載しております。
 - 3.「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2025年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。
 - 4.割当予定先の「割当後の所有株式数」は、割当予定先が本株式及び本新株予約権の行使により取得する当社 普通株式を全て保有した場合の数となります。経営者ファンドの本株式は投資目的であり、当該本株式を売 却する可能性があり、また、経営者ファンド及びDSGの第1回新株予約権は投資目的であり、経営者ファンド及びDSGの第1回新株予約権の行使により取得した当社普通株式を売却する可能性があります。ま た、EVO FUNDより、第2回新株予約権の行使により取得する当社普通株式を、当社の企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することに より利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社普通株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭にて確認しております。このため、経営者ファンドの本株式の長期保有、経営者ファンド及びDSGが第1回新株予約

EDINET提出書類 日本アジア投資株式会社(E03695) 有価証券届出書(組込方式)

権の行使により取得する当社普通株式の長期保有並びにEVO FUNDが第2回新株予約権の行使により取得する当社普通株式の長期保有は見込まれない予定です。

5.「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、割当後の所有株式数に係る議決権の数を、2025年9月30日時点の総議決権数(222,017個)に、本株式の発行及び本新株予約権の目的となる株式発行により増加する議決権数(150,000個)を加えた数で除して算出しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

上記「第1 募集要項 4 新規発行新株予約権証券(第1回新株予約権証券) (2)新株予約権の内容等 (注) 1.本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由 (1)資金調達の目的」に記載のとおりです。

(2) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

本株式の発行による新規発行株式数1,000,000株(議決権数10,000個)に、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数14,000,000株(議決権数140,000個)を合算した株式数は15,000,000株(議決権数150,000個)であり、これに係る希薄化率は、2025年9月30日時点の当社発行済株式総数22,284,392株及び議決権数222,017個を分母とした場合、67.31%(議決権ベースの希薄化率は67.56%)に相当します。そのため、本株式及び本新株予約権の発行により、当社普通株式に相当の希薄化が生じることになります。

しかしながら、これらの発行により調達した資金を上記の資金使途に充当することにより当社の事業基盤を強化・拡大させ、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上を図ることができることから、本株式及び本新株予約権の発行は、中長期的な視点から今後の当社の企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しております。また、割当予定先(事業パートナー)のうちDSG、アルファステップ、エヌ・ケー興産及びグロースパートナーズファンドからは基本的に本株式を中長期的に保有する方針であることを確認しており、経営者ファンドが長期保有する意思を有していない本株式、並びに経営者ファンド、DSG、アルファステップ、エヌ・ケー興産、グロースパートナーズファンド及びEVO FUNDが長期保有する意思を有していない本新株予約権の行使により取得する当社普通株式については、経営者ファンドが割当てを受ける新規発行株式数440,000株に、経営者ファンド、DSG、アルファステップ、エヌ・ケー興産、グロースパートナーズファンド及びEVO FUNDにより本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数14,000,000株を合算した株式数14,440,000株に対し、当社株式の過去6ヶ月間における1日当たりの平均出来高は336,918株であり、一定の流動性を有していること、当社の判断により任意に本新株予約権を取得することが可能であること、かつ その他希薄化に配慮した設計も備わっていることから、本株式及び本新株予約権の行使により発行され得る株式数は市場に過度の影響を与える規模ではないものと考えております。

これらを総合的に検討した結果、今回の発行数量及びこれによる株式の希薄化の規模並びに流通市場への影響はかかる目的達成の上で、合理的であると判断いたしました。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本株式の発行数及び本新株予約権が全て行使された場合の新株式の発行数の合計(15,000,000株)に係る議決権の数は150,000個となり、2025年9月30日現在の当社の総株主の議決権の数222,017個に対する割合は67.56%に相当し、希薄化率が25%以上になることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条「第三者割当に係る遵守事項」により、 経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手又は 当該割当に係る株主総会決議等による株主の意思確認手続のいずれかが必要となります。

当社は、本スキームによる資金調達について、直ちに大規模な株式の希薄化をもたらすものではないこと、また現在の当社の財務状況及び迅速に本スキームによる資金調達を実施する必要があることに鑑みると、本スキームに係る株主総会決議による株主の意思確認の手続を経る場合には、株主総会の開催までにおよそ2ヶ月程度の日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うこと等から、総合的に勘案した結果、上記「3 発行条件に関する事項 (2)発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載する本第三者委員会による、本スキームの決定が当社の少数株主にとって不利益でないこと並びに本スキームの必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。このため、本第三者委員会を設置し、本スキームの必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2025年10月23日に入手しております。なお、本第三者委員会の意見の概要は以下のとおりです。

(本第三者委員会の意見の概要)

1 結論

第三者委員会は、本資金調達について、必要性及び相当性のそれぞれの観点から問題がないと考える。

2 理由

(1) 必要性

本資金調達により調達を予定する資金は、合計約3,740百万円であり、その使途は以下のとおりとのことである。

投資開発事業におけるAUMの積み上げのための投資資金 (600百万円)

貴社は、本調達資金のうち600百万円を、投資開発事業におけるAUMの積み上げのための投資資金、具体的にはデータセンター・プロジェクトへの投資資金及びデータセンター・プロジェクトを投資対象としたファ

ンド組成のための出資金に充当する予定であり、いずれについても投資対象、投資金額は固まっており、投資時期も1件は固まっており、もう1件想定されている時期はあるとのことである。

投資運用事業におけるAUMの積み上げのための投資資金(1,940百万円)

貴社は、本調達資金のうち1,940百万円を、投資運用事業におけるAUMの積み上げのための投資資金、具体 的には貴社が組成するファンドへの出資金に充当する予定である。貴社の説明によると、かかる出資には組 成済み又は組成を決定済みのファンドに対する出資(JAIC-DLEアニメIP投資事業有限責任組合に90百万円、 観光関連の国内未上場企業を投資対象とするONE-JAPAN観光ファンド投資事業有限責任組合に160百万円の合 計250百万円)と、貴社が今後組成を予定しているが組成は未了であるファンドに対する出資(地域特産品 や土産物に特化した国内未上場企業を投資対象とするファンドに140百万円、国内の事業再生を行う企業を 投資対象とするファンドに100百万円、経営変革や事業・資本・財務の再構築による企業価値向上に取り組 む上場企業を投資対象とするファンドに200百万円及び売上高100億円を目指す中堅・中小企業へのメザニン 投資を行うファンドに200百万円、及び暗号資産関連企業を投資対象とする3本のファンドに1,050百万円の 合計1.690百万円)が含まれるとのことである。またファンドに対する出資が決定している場合も含めて、 投資候補先の企業は殆どが未定であることから、貴社は現時点において当該出資を行う必要があるわけでは ないが、有望な投資先企業が現れた際に速やかにファンドを組成し投資を実行することにより投資機会を逃 さないために現時点において資金調達の手当てをしておくべきであるという貴社の説明は説得的であり、全 体として1,940百万円という出資額についても、2024年8月に策定した2027年3月期までの中期経営計画を 達成するために不足しているAUMを積み上げるために過去の実績から貴社がGPとして出資が必要と見込まれ る金額に基づき算出されたとする貴社の説明に不合理な点はない。なお、ファンドの組成に際しては、ファ ンドのコンセプトに賛同する出資者を募集し、ファンドを組成した後に投資候補案件のソーシングを行うの が一般的であるため、投資候補先が未確定な時点において予め貴社がGPとして出資する出資金に充当するた めの資金調達を行うことは不自然ではない。ガバナンス・パートナーズ株式会社(以下「ガバナンス社」と いう。)の支援を受けるようになってから貴社は着実に自らが組成したファンドを通じた投資を積み重ねて きており、今後約1年半かけて1,940百万円という出資額は現実的に達成可能であり相応のスピード感を もってファンドの組成とGPとしての出資を行うことになるものと想定されるところ、有望な投資先企業が現 れる都度、資金調達を実施することとすると、上記のとおり投資機会を逃す可能性があるだけではなく追加 の資金調達のための時間(特に貴社の現状に鑑みれば新株の第三者割当によるまとまった資金調達は現実的 ではなく本件と同様に新株予約権による調達となる見込みのため時間がかかる)及び費用がかかるうえ市場 環境によっては資金調達ができないおそれもあることから、貴社が満足する条件において現時点においてま とめて資金調達をしておくことは合理的であると考えられる。そして、今般の調達により設立するファンド のAUMの増加額は約16,000百万円であることから、中期経営計画と同じく管理報酬の料率を2%と仮定する と、管理報酬額は300百万円強となり、これは貴社にとって重要な安定収益源となる。これが無い場合、貴 社が中期経営計画で目標としている安定収益でコストを賄う収益構造を実現することが出来ず、依然として 売却益などの一時収益が無ければ赤字基調となり、PBR1倍の達成目標は達成が困難と思われる。このた め、今般の資金調達による希薄化よりも、資金調達によってAUMを積み上げることの優先度が高いとする貴 社の説明は合理的であると考える。

AUMの積み上げのためのライセンスの取得や安定収益の拡大を目的としたM&A資金(1,200百万円)

貴社は、本調達資金のうち1,200百万円を、M&A資金に充当する予定であり、うち200百万円をKICホールディングス株式会社(以下「KIC」という。)の子会社化のための株式の追加取得資金に、1,000百万円を貴社の事業を加速するうえで必要なリソースやライセンス、プロジェクトのパイプライン、又は安定収益源となる事業を有する企業の買収資金に充当するとのことである。後者については現時点において具体的な候補は存在しないものの、有力な候補が現れた際に必要資金がないと買収の機会を逃してしまうことから予め一定の資金を確保しておきたいという貴社の説明は納得できる。1,000百万円という金額についても、子会社化により貴社に子会社の保有する第二種金融商品取引業及び投資運用業のライセンス並びにデータセンター施設開発のノウハウをもたらすKICの企業価値が約1,000百万円であることから同様のスモールキャップ(企業価値1,000百万円~3,000百万円規模)の買収を検討しているとの貴社の説明に不合理な点はない。M&Aについてもガバナンス社の支援を受け候補企業との接触が増えた貴社が近いうちにKICと同等の規模の買収を実行する可能性は十分に考えられ、そのための資金を現時点において手当てしておくことが合理的と考えられるのは上記 のファンド組成の場合と同様である。特に、M&Aに際してTOBを実施する場合などは、TOB手続の開始時点で投資資金を確保する必要があり、具体的な投資候補案件の決定前に資金を確保する必要性が高いと考えられる。

本資金調達により投資開発事業及び投資運用事業におけるAUMを積み上げるとともに、M&Aによる非連続的な成長と安定収益の拡大を期待することができることから、当委員会としては、本資金調達の必要性は認められると考える。

(2) 相当性

(ア)他の資金調達手段との比較

貴社の説明によれば、他の資金調達手段のうち借入れ、社債又は劣後債による資金調達については、既存の借 入先金融機関から返済についてのリスケジュールを受けているため、新たな負債性資金の調達には全行同意が必 要となるところ、借入先が多数に及んでいるため同意の取得が困難であったり同意を取得できる場合であっても 同意取得までに長期間を要したりすることから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断したとのことで ある。このためエクイティによる調達を検討したが、このうち、 公募増資については、一度に資金調達が可能 となるものの、時価総額や株式の流動性や市況によって調達金額に限界があり必要額の調達が不透明であるう え、資金調達の機動性という観点から貴社のニーズに合致しておらず、また現時点での貴社の業績動向や借入金 の返済に関するリスケジュールを受けている財務状況等に照らした場合には貴社の普通株式の引受けを行う証券 株主割当増資については、資力等の問題から割当先である 会社を見つけることは困難と考えられることから、 株主の応募率が不透明であるうえ近年において実施された事例が乏しく、どの程度の金額の調達が可能なのかの 目処を立てることが非常に困難であることから、 CBについては、発行時点で必要額全額を確実に調達できると いうメリットがあるものの、発行後に転換が進まない場合には負債額を全体として増加させることになり貴社の 借入余力に悪影響を及ぼすうえ、償還時点で多額の資金が必要となるところ現時点でかかる資金を確保できるか MSCBについては、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造 上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと 考えられることから、新株予約権無償割当による増資(ライツ・イシュー)については、コミットメント型ラ イツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達方法としてまだ成熟が進んでいない段階に ある一方で引受手数料等のコストが増大することが予想されるうえ、時価総額や株式の流動性による調達額の限 界があること等から、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、新株予約権を上場させない非上場型 の新株予約権の株主への無償割当については貴社既存株主が新株予約権を売却する機会に乏しく、また既存株主 の理解を得ることは難しく必要資金を満たす調達は困難であることから、それぞれ今回の資金調達方法として適 当でないと判断したとのことである。

そのうえで貴社は、本新株式により当初に一定額の資金を調達したうえで、本新株予約権により段階的に追加 の資金調達を行うことにより株価に対する過度の影響を避けることができる本資金調達を選択したとのことで あった。

当委員会は、そのような検討過程について合理性を見出しており、相当性が認められると考える。

(イ)割当先について

経営者ファンド

貴社の説明によれば、貴社はこれまで複数回にわたり希薄化率25%以下の資金調達を行ってきたが借入のリスケジュールが続いていることもあり企業価値の向上につながらなかったため、大規模な資金調達を目指すようになったとのことである。そして貴社代表取締役が代表取締役を務めているガバナンス社から事業再生に向けた全面的な支援を受けており、また同社は投資会社としてファンドの組成を実現するなど資金調達能力も優れていることから、まずガバナンス社に相談したところ、ガバナンス社は事業再生中の貴社の現況を踏まえると貴社が必要とする資金の全額を提供することはできないものの一部の引受けには応じ、また他の割り当て予定先(事業パートナー)を紹介してくれたとのことである。そして交渉の結果、ガバナンス社が無限責任組合員である経営者ファンドに対して本新株式及び第1回新株予約権を割り当てることとなったとのことである。

当委員会は、経営者ファンドに関して、株式会社東京エス・アール・シーが作成した2025年9月29日付調査報告書、2025年10月6日付調査報告書及び2025年10月15日付調査報告書を検討したが、当該報告書に記載された調査結果は、経営者ファンド並びにその業務執行者、業務執行者の取締役及び主要出資者について特に問題を見出していないというものであった。

経営者ファンドの資金の十分性について、貴社は経営者ファンドの最新の預金通帳及び財務諸表を受領し、本新株式及び第1回新株予約権の払込金額の総額の合計額を上回る残高を保有していることを確認したとのことである。また、第1回新株予約権の行使のために必要な資金について、経営者ファンドの無限責任組合員であるガバナンス社より現時点では一部を保有してはいないものの、今後の事業活動又は第1回新株予約権の一部行使により取得する貴社普通株式の売却により確保する旨を口頭で確認したとのことである。当委員会としてはかかる資金の十分性についての貴社の確認方法は合理的であると考える。

DSG

貴社の説明によれば、DSGは貴社の協業先であるとともに、本資金調達における割当予定先の候補としてガバナンス社から紹介され、ガバナンス社と協議して決定した本資金調達を提案したところ、一部の引受けに応じたとのことである。

当委員会は、DSGに関して、株式会社東京エス・アール・シーが作成した2025年9月29日付調査報告書を検討したが、当該報告書に記載された調査結果は、DSG及びその取締役について特に問題を見出していないというものであった。

DSGの資金の十分性について、貴社はDSGの最新の預金通帳及び財務諸表を受領し、本新株式及び第1回新株予約権の払込金額の総額の合計額を上回る残高を保有していることを確認したとのことである。また、第

1回新株予約権の行使のために必要な資金について、DSGより現時点では一部を保有してはいないものの、 今後の事業活動又は第1回新株予約権の一部行使により取得する貴社普通株式の売却により確保する旨を口 頭で確認したとのことである。当委員会としてはかかる資金の十分性についての貴社の確認方法は合理的で あると考える。

アルファステップ

貴社の説明によれば、アルファステップは貴社の協業先であるとともに、本資金調達における割当予定先の候補としてガバナンス社から紹介され、ガバナンス社と協議して決定した本資金調達を提案したところ、 一部の引受けに応じたとのことである。

当委員会は、アルファステップに関して、株式会社東京エス・アール・シーが作成した2025年9月29日付調査報告書及び2025年10月8日付調査報告書を検討したが、当該報告書に記載された調査結果は、アルファステップ並びにその取締役、主要株主及び主要株主の取締役について特に問題を見出していないというものであった。

アルファステップの資金の十分性について、貴社はアルファステップの最新の預金通帳及び財務諸表を受領し、本新株式及び第1回新株予約権の払込み並びに第1回新株予約権の行使に要する資金を保有していると判断したとのことである。当委員会としてはかかる資金の十分性についての貴社の確認方法は合理的であると考える。

エヌ・ケー興産

貴社の説明によれば、エヌ・ケー興産は貴社の協業先であり、ガバナンス社と協議して決定した本資金調達を提案したところ、一部の引受けに応じたとのことである。

当委員会は、エヌ・ケー興産に関して、株式会社東京エス・アール・シーが作成した2025年9月29日付調査報告書及び2025年10月6日付調査報告書を検討したが、当該報告書に記載された調査結果は、エヌ・ケー興産及びその取締役について特に問題を見出していないというものであった。

エヌ・ケー興産の資金の十分性について、貴社はエヌ・ケー興産の最新の預金通帳及び財務諸表を受領し、本新株式及び第1回新株予約権の払込み並びに第1回新株予約権の行使に要する資金を保有していると判断したとのことである。当委員会としてはかかる資金の十分性についての貴社の確認方法は合理的であると考える。

グロースパートナーズファンド

貴社の説明によれば、グロースパートナーズファンドの業務執行組合員であるグロースパートナーズ株式会社(以下「グロースパートナーズ」という。)は貴社の業務提携先であり、ガバナンス社と協議して決定した本資金調達を提案したところ、一部の引受けに応じたとのことである。

当委員会は、グロースパートナーズファンドに関して、株式会社東京エス・アール・シーが作成した2025年10月6日付調査報告書を検討したが、当該報告書に記載された調査結果は、グロースパートナーズファンド並びにその業務執行者及び業務執行者の取締役について特に問題を見出していないというものであった。

グロースパートナーズファンドの資金の十分性について、貴社はグロースパートナーズファンドの最新の預金通帳及び財務諸表を受領し、本新株式及び第1回新株予約権の払込金額の総額の合計額を上回る残高を保有していることを確認したとのことである。また、第1回新株予約権の行使のために必要な資金について、グロースパートナーズファンドの業務執行組合員であるグロースパートナーズより現時点では一部を保有してはいないものの、今後の事業活動又は第1回新株予約権の一部行使により取得する貴社普通株式の売却により確保する旨を口頭で確認したとのことである。当委員会としてはかかる資金の十分性についての貴社の確認方法は合理的であると考える。

EVO FUND

貴社の説明によれば、ガバナンス社のみで貴社が必要とする資金の全額を提供することはできないことから、EVO FUNDの代表者及びEVOLUTION JAPAN証券株式会社(EJS)の営業担当者と面識があったため日ごろからエクイティファイナンスに関する一般的なディスカッションを行っていたEJSに相談したところ、EVO FUNDによる第2回新株予約権の発行による資金調達の提案を受け、社内において協議した結果、行使価額の修正時にディスカウントがなされないため、ディスカウントがある場合よりも行使による調達額が多くなることが期待できるので貴社にとって有利であると判断したとのことである。加えて、その際に過去3取引日の終値の平均を参照することから直前取引日の終値を採用した場合と比較して株価下落時において行使価額が高くなるため行使によりさらなる株価下落を招く事態が回避されることが期待される設計であり、株価動向次第では直前取引日の終値からディスカウントされることはあるものの、参照株価からディスカウントがなされない設計により、一般的な行使価額修正条項付新株予約権と比較して市場株価から乖離が少ない価額での行使が期待されるため、市場株価への影響をできる限り少なくし、既存株主の利益にできる限り配慮された設計となっていると判断し、双方の理由から採用することにしたとのことである。

当委員会は、EVO FUNDに関して、株式会社東京エス・アール・シーが作成した2025年9月17日付調査報告書を検討したが、当該報告書に記載された調査結果は、EVO FUND、関係会社、それらの役員について特に問題を見出していないというものであった。さらにEVOの資金の十分性を確認すべく、EVO FUNDの保有財産の

裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの2025年9月30日現在における現金・有価証券等の資産から借入等の負債を控除した純資産の残高報告書を確認し、本資金調達に係る払込に要する資金を十分に確保しているものと判断した。

(ウ)発行条件について

本新株式

本新株式の発行価額は、本新株式の発行決議日の直前営業日の終値と同額である。貴社は、直近株価が現時点での貴社の実態をより適切に表していると考えて当該発行価額としたとのことである。当該発行価額は、同直前営業日から1ヶ月間遡った期間の終値の平均値238円(円未満切り捨て)に対して5.88%のプレミアム、同直前営業日から3ヶ月遡った期間の終値の平均値239円(円未満切り捨て)に対して、5.43%のプレミアム、同直前営業日から6ヶ月遡った期間の終値の平均値239円(円未満切り捨て)に対して5.43%のプレミアムである。近時の大規模な希薄化を伴う株式の第三者割当事例における発行価額、本資金調達の必要性、貴社と割当予定先(事業パートナー)との関係及び本資金調達による希薄化の規模等に鑑みれば、当該発行価額の決定方法に不合理な点は認められない。

第1回新株予約権

第1回新株予約権の発行価額の相当性に関して、当委員会は、株式会社赤坂国際会計(以下「赤坂国際会計」という。)が作成した評価報告書を検討した。当委員会としては、評価のプロセスについて実務的に極めて一般的な手法で進められ、特殊事情を反映したものではないことから、不合理な点を認めなかった。そして貴社は、割当予定先と協議の上、第1回新株予約権の発行価額を赤坂国際会計が算定した評価額と同額に決定しており、特に認識の誤りや検討の不備などの事情は認められず、不合理な点はないと評価できる。その他の発行条件についても、外部の法律事務所が貴社の代理人として関与したうえで割当予定先との協議の上で決定されている。

第2回新株予約権

第2回新株予約権の発行価額の相当性に関して、当委員会は、赤坂国際会計が作成した評価報告書を検討した。当委員会としては、評価のプロセスについて実務的に極めて一般的な手法で進められ、特殊事情を反映したものではないことから、不合理な点を認めなかった。そして貴社は、割当予定先と協議の上、第2回新株予約権の発行価額を赤坂国際会計が算定した評価額と同額に決定しており、特に認識の誤りや検討の不備などの事情は認められず、不合理な点はないと評価できる。その他の発行条件についても、外部の法律事務所が貴社の代理人として関与し割当予定先との協議の上で決定されており、本新株予約権の発行決議日の直前取引日における貴社普通株式の普通取引の終値の50%という下限行使価額についても、本資金調達と同種の新株予約権の第三者割当案件における下限行使価額と比較して妥当な水準と考えられる。さらに、行使価額が株価に連動して修正されていく行使価額修正条項付の新株予約権においては修正時に行使価額が直前株価から一定のディスカウントがなされた価額に修正されるのが一般的であるところ、本新株予約権においては行使価額の修正時にディスカウントがなされない。かかる本新株予約権の特徴は、割当予定先による本新株予約権の速やかな行使という点からは不利に作用しうるものの、貴社株価への影響を抑え行使時の調達額を増加させるという点においては貴社にとって好ましいと言える。

以上を総合的に検討のうえ、当委員会としては本新株式、第1回新株予約権及び第2回新株予約権のいず れについても、発行条件の相当性は認められると考える。

(エ)希薄化について

本新株式の発行による新規発行株式数(1,000,000株)及び本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数(14,000,000株)の合計である15,000,000株の2025年9月30日時点の貴社発行済株式総数に対する希薄化率は67.31%(議決権ベースでは67.56%)という相当大規模なものである。しかしながら貴社によれば、東京証券取引所における貴社普通株式の過去6か月における1日当たり平均出来高は336,918株であって、本資金調達に係る当社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではないと考えているとのことである。そのうえで貴社は、本資金調達による希薄化の規模が相当大規模であることを認識しつつ、本調達資金により、当社の安定収益を拡大させるとともに、将来におけるAUMの大幅な拡大の可能性を高め、それによって企業価値を飛躍的に向上させることができることから、既存株主に希薄化を上回るメリットをもたらすことができると考えているとのことである。上記の説明について特に不合理な点は見いだせず、当委員会としては、本資金調達は、既存株主にとって希薄化という不利益を超えるメリットがあると思料する。

EDINET提出書類 日本アジア投資株式会社(E03695) 有価証券届出書(組込方式)

- 7【株式併合等の予定の有無及び内容】 該当事項はありません。
- 8 【その他参考になる事項】 該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2025年10月24日)までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、以下のとおり、変更及び追加すべき事項が生じております。当該変更及び追加箇所については、________罫で示しております。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、下記「事業等のリスク」に記載の事項を除き、本有価証券届出書提出日(2025年10月24日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

「事業等のリスク」

会社運営に関するリスク

(中略)

(8) M & A に関するリスク

当社は今般の調達資金を用いて、当社グループの事業を更に発展させていくために社外のリソースを取り込んでいくことや、安定収益源となる事業を当社グループに取り込むことを目的として、M&Aを積極的に行っていく方針です。しかしながら、外部環境の変化があった場合や、M&A実施後に当社グループが認識していない問題が明らかになった場合、期待した成果が上がらない場合には、のれんの減損処理を行う必要が生じるなど、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、M&A検討段階において法務・会計・事業の将来性・事業シナジー等につき、当社グループ内でデューデリジェンスを実施するほか必要に応じて外部の有識者による第三者評価等も取得して、M&Aに伴うリスクの洗い出しと検証及びその対応策を踏まえて意思決定することにより、当該リスクの回避または低減に努めてまいります。

2 資本金の増減

該当事項はありません。

3 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2025年10月24日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は以下のとおりであります。

(2025年6月30日提出の臨時報告書)

1 提出理由

2025年6月26日開催の当社第44期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日 2025年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)2名選任の件 丸山俊、岸本謙司を取締役(監査等委員であるものを除く。)に選任するものであります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

橋徳人、澁谷功及び丸山千名美を監査等委員である取締役に選任するものであります。

(3)決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛 成割合(%)	
第1号議案				(注)		
丸山 俊	151,270	1,497	-		可決 96.52	
岸本 謙司	151,082	1,685	-		可決 96.40	
第2号議案				(注)		
橋。徳人	151,277	1,537	-		可決 96.53	
溢谷 功	151,368	1,446	-		可決 96.59	
丸山 千名美	151,260	1,444	110		可決 96.52	

- (注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決 権の過半数の賛成による。
 - (4)議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

(2025年8月14日提出の臨時報告書)

1 提出理由

2025年6月12日にJAIC CI LIMITEDが清算に伴い特定子会社ではなくなりましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 : JAIC CI LIMITED

住所 : Room 804, 8/F., Prosperity Centre, 982 Canton Road, Mongkok, Hong Kong

代表者の氏名: Director Kenji Kishimoto

資本金 : 4,620千香港ドル

事業の内容 : 投資事業

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議 決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前:4,620,000個 異動後: 0個

総株主等の議決権に対する割合

異動前:100.00% 異動後: -

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 : 当該特定子会社の清算に伴い当社の特定子会社ではなくなりました。

異動の年月日:2025年6月12日

(2025年8月29日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社において、特定子会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の名称及び代表者の氏名、出資の額及び事業の内容

名称 : JAICクリプトアセット株式ファンド投資事業有限責任組合

住所:東京都千代田区九段北三丁目2番4号

代表者の名称及び代表者の氏名:無限責任組合員日本アジア投資株式会社 代表取締役 丸山 俊

出資の額:570百万円(2025年8月29日現在の出資履行済み金額)

事業の内容 : 投資業務

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の業務執行の権限の割合

業務執行の権限の割合

異動前: 0% 異動後:100%

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 : JAICクリプトアセット株式ファンド投資事業有限責任組合が増額したことにより、当社の

特定子会社となりました。

異動の年月日:2025年8月29日

(2025年9月4日提出の臨時報告書)

1 提出理由

本日付で株式会社アジアンマーケット企画が清算に伴い特定子会社ではなくなりましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の名称及び代表者の氏名、出資の額及び事業の内容

名称 : 株式会社アジアンマーケット企画 住所 : 東京都千代田区九段北3丁目2番4号

代表者の名称及び代表者の氏名:清算人 橋 徳人

出資の額:11百万円

事業の内容 : M & A アドバイザリー業務、コンサルティング業務

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前:220個 異動後: 0個

総株主等の議決権に対する割合

異動前:100.00% 異動後: -

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由: 該特定子会社の清算に伴い当社の特定子会社ではなくなりました。

異動の年月日:2025年9月4日

(2025年10月10日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社において、特定子会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の名称及び代表者の氏名、出資の額及び事業の内容

名称 : JAIC-DLEアニメIPファンド投資事業有限責任組合

住所:東京都千代田区九段北三丁目2番4号

代表者の名称及び代表者の氏名:無限責任組合員日本アジア投資株式会社 代表取締役 丸山 俊

出資の額 : 201百万円 事業の内容 : 投資業務

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の業務執行の権限の割合

業務執行の権限の割合

異動前: 0% 異動後:100%

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 :ファンドへの出資払込に伴い当社の特定子会社となりました。

異動の年月日:2025年10月10日

(2025年10月20日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社において、特定子会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の名称及び代表者の氏名、出資の額及び事業の内容

名称 : KICDC合同会社にかかる匿名組合 住所 : 東京都港区南青山四丁目21番26号

代表者の名称及び代表者の氏名:代表社員 一般社団法人KICAM 職務執行者 細谷晋一郎

出資の額 : 3億円

事業の内容 : データセンター施設の開発に向けた第一段階を担う特別目的会社

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の業務執行の権限の割合

業務執行の権限の割合 異動前: 0% 異動後: 100%

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 : 匿名組合への出資実行に伴い当社の特定子会社となります。

異動の年月日:2025年10月21日(予定)

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度(第44期)	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日	2025年 6 月25日 関東財務局長に提出
---------	------------	-----------------------------	---------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

EDINET提出書類 日本アジア投資株式会社(E03695) 有価証券届出書(組込方式)

第五部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月25日

英 跀

日本アジア投資株式会社 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士

跡 部 尚志 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 槻 業務執行社員

<連結財務諸表監查>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられて いる日本アジア投資株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結 貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結 財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本 アジア投資株式会社及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成 績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職 業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果 たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要 であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形 成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

未上場営業投資有価証券(投資損失引当金)の評価

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由

当連結会計年度末において、会社は営業投資有価証券 5,983百万円を計上しており、そのうち未上場営業投資有 価証券3,138百万円に対して投資損失引当金766百万円を連 結貸借対照表に計上している。

注記事項「4 会計方針に関する事項(1)重要な資産の評価基準及び評価方法」に記載のとおり、営業投資有価証券のうち、市場価格のないものは移動平均法による原価法で連結貸借対照表に計上され、実質価額が著しく低下し、かつ、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合には、減損処理が行われる。さらに、注記事項

「4 会計方針に関する事項(3)重要な引当金の計上基準」に記載のとおり、減損処理には至らない場合でも、投資先会社の実状を勘案の上、損失見積額が投資損失引当金として計上される。

また、注記事項「(重要な会計上の見積り)営業投資有価証券の評価」に記載のとおり、未上場営業投資有価証券に対する減損及び投資損失引当金の計上については、投資先会社の資産内容、事業状況、資金状況、当社の投資の回収状況等を勘案し、格付けを行い、四半期ごとに損失額を見積もって評価し算定される。

各投資先会社の資産内容、事業状況、資金状況及び投資の回収状況については、個々の投資先の実状(直近ファイナンスの状況、マイルストーンなど事業進捗の達成状況、資金繰りの状況等のデータに加えて、将来予測である事業計画に含まれる経営改善施策等を反映した著しく下落した一株当たり純資産の回復や業績の見込み、計画されている株式上場やトレードセールの進捗状況、投資の回収計画の実現可能性及び回収見込額等)を主要な仮定としている。

以上により、未上場営業投資有価証券の損失見積額は財政状態及び経営成績への影響が大きく、その算定には経営者の主観的な判断を伴うことから高い不確実性を有しているため、当監査法人は未上場営業投資有価証券(投資損失引当金)の評価を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。

監査上の対応

当監査法人は、営業投資有価証券の評価の妥当性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。

(1)内部統制の評価

営業投資有価証券に関する内部統制の有効性を評価するために、内部統制を理解し、整備及び運用状況の有効性の評価手続を実施した。

(2) 営業投資有価証券の評価の妥当性の検討

未上場営業投資有価証券について、減損処理又は投資損失引当金の計上の要否及び損失見積額の合理性を評価する ため、主に以下の手続を実施した。

- ・ 社内の評価の会議資料を閲覧し、格付けの実施過程を理解した。
- ・ 未上場営業投資有価証券がそれぞれの格付けの結果に 基づいて損失見積額の算定が行われていることを検討し た。
- ・ 投資銘柄の回収または再見積りされた場合について、 過年度に使用されたデータ及び重要な仮定の比較並びに分析を行い、格付けの妥当性について遡及的な検討を行っ た。

また、監査人が選定した投資銘柄に対して主に以下の手続を実施した。

- ・ 投資先会社の財務数値の基礎となる財務諸表を閲覧 し、直近事業年度の業績を理解した。
- ・ 投資先会社の資産内容、事業状況、資金状況、回収状 況等の各項目に対応した、業績やマイルストーンなどの事 業進捗の達成状況、資金繰りの状況及び株式上場やトレー ドセールの進捗状況などについて、質問を実施するととも に必要と認めた資料を入手して、会社の実施した格付けの 内容を検討した。
- ・ 投資先会社における直近ファイナンスが実行されている場合、その価格に関する資料を査閲し、帳簿価額と比較 した。

スマートアグリ(植物工場)プロジェクトに係る固定資産の評価

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由

当連結会計年度末において、会社はスマートアグリ(植物工場)プロジェクトとして固定資産889百万円を計上している。

注記事項「(重要な会計上の見積り)スマートアグリ (植物工場)に係る固定資産の評価」に記載のとおり、スマートアグリ(植物工場)プロジェクトにおいて、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっているため減損の兆候があると判断したが、減損損失の認識の判定において、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を上回っていることから減損損失は認識していない。

割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りには当該プロジェクトの事業計画を基礎としており、当該計画では需要見込みを基に算出した顧客別1日当たり基準納品高を基礎とした予定販売量を主要な仮定として織り込んでいる。

将来キャッシュ・フローの見積りにおける上記の主要な 仮定は、経営者による主観的な判断を伴うことから高い不 確実性を有しているため、当監査法人は当該事項を監査上 の主要な検討事項に該当するものと判断した。

監査上の対応

当監査法人は、スマートアグリ(植物工場)プロジェクトの固定資産の減損損失の認識の判定における割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りについて、主に以下の監査手続を実施した。

- ・ 固定資産の減損の兆候判定及び減損検討プロセスに関する内部統制を理解し、整備及び運用状況の有効性の評価 手続を実施した。
- ・ 将来キャッシュ・フローの基礎となる将来の事業計画 の実現可能性を評価するために、既存顧客、新規顧客から の受注予測等や生産における変更点について質問を行っ た。
- ・ 経営者の見積りプロセスの有効性を評価するために、 過年度における事業計画とその後の実績を比較した。事業 計画と実績の乖離要因を把握し、経営者への質問を行うと ともに、関連する根拠資料を閲覧した。
- ・ 将来の事業計画の見積りに含まれる主要な仮定である 顧客別1日当たり基準納品高を基礎とした予定販売量につ いては、経営者と協議するとともに過去の販売量の趨勢分 析を実施した。また、新規顧客を含む主要顧客の需要予測 及び将来の市場見通しについて、利用可能な外部データと の整合性を検討した。
- ・ 割引前将来キャッシュ・フローについて見積りの偏向の有無を検討するために、感応度分析を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価 の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているか どうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取 引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入 手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に 関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本アジア投資株式会社の2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、日本アジア投資株式会社が2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制 監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

EDINET提出書類 日本アジア投資株式会社(E03695) 有価証券届出書(組込方式)

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部 統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内 部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。 監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月25日

日本アジア投資株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 跡 部 尚 志

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 槻 英 明

<財務諸表監查>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本アジア投資株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第44期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本アジア投資株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査 法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると 判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対 応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

未上場営業投資有価証券(投資損失引当金)の評価

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項(未上場営業投資有価証券(投資損失引当金)の評価)と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。